

令和4(2022)年度みよし市防災会議

次 第

と き 令和5(2023)年1月25日(水)

午前10時00分から

ところ サンライズ 3階 会議室

1 あいさつ

2 協議事項

(1) みよし市地域防災計画の修正について 資料1 資料2-1 資料2-2

(2) みよし市水防計画の修正について 資料3 資料4

3 報告事項

みよし市の災害相互応援協定の締結状況 資料5

委員名簿

委員会等名称		みよし市防災会議		
根拠規定		みよし市防災会議条例第3条第5項各号		
令和4(2022)年度				
	区分	役職等	氏名	根拠規定
1	会長	みよし市 市長	小山 祐	
2	委員	愛知県西三河県民事務所 所長	稲波 智子	第2号
3	委員	愛知県豊田加茂建設事務所 所長	小井手 秀人	第2号
4	委員	愛知県豊田加茂農林水産事務所 所長	山田 敏司	第2号
5	委員	愛知県衣浦東部保健所 所長	丸山 晋二	第2号
6	委員	愛知県豊田警察署 署長	川口 孝	第3号
7	委員	みよし市 副市長	酒井 喜市	第4号
8	委員	みよし市教育委員会 教育長	増岡 潤一郎	第5号
9	委員	みよし市消防団 団長	原田 竜好	第6号
10	委員	尾三消防本部 消防長	酒井 雄二	第6号
11	委員	日本郵便株式会社 三好郵便局 局長	妹尾 行彦	第7号
12	委員	中部電力パワーグリッド株式会社 豊田営業所 所長	近藤 琢也	第7号
13	委員	西日本電信電話株式会社 東海支店 設備部 部長	鈴木 重明	第7号
14	委員	東邦ガスネットワーク株式会社 豊田営業所 所長	入谷 賢	第7号
15	委員	豊田加茂医師会 代表	高本 知	第7号
16	委員	日本赤十字社 愛知県支部 事務局長	佐久間 啓彰	第7号
17	委員	みよし市自主防災会 代表	梅津 喜朋	第8号
18	委員	みよし市民生児童委員協議会 副会長	尾関 裁子	第8号
19	委員	みよし市ボランティア連絡協議会 監事	前川 紗苗	第8号
20	委員	愛知中部水道企業団 局長	小島 千明	第9号
21	委員	あいち豊田農業協同組合 総務部参与	野々山 清	第9号
22	委員	みよし商工会建設部防災委員会 委員長	猪飼 次郎	第9号
23	委員	陸上自衛隊第10特科連隊第1大隊 第1大隊長	川部 雄一	第9号
24	委員	名古屋刑務所 所長	中田 学司	第9号
25	委員	トヨタ自動車株式会社 総務部総務室長	森 康知朗	第9号

みよし市地域防災計画の修正（案）要旨

I みよし市地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条）。

II 主な修正内容

1. 防災基本計画の修正を踏まえた修正について

（1）消防団員等が参画した防災教育

<修正箇所>

■風水害等編 第2編 第11章 第3節 防災のための教育

■地震編 第2編 第10章 第3節 防災のための教育

<新旧対照表>

■風水害等編 p 8 資料2-1

■地震編 p 7 資料2-2

■風水害等編

現行	修正
第3節 防災のための教育	第3節 防災のための教育
1 県（教育委員会）、市（教育委員会）及び私立学校等管理者における措置	1 県（教育委員会）、市（教育委員会）及び私立学校等管理者における措置
(1) 児童生徒等に対する防災教育 （略）また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する（ <u>追記</u> ）。	(1) 児童生徒等に対する防災教育 （略）また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する <u>とともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。</u>

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

（2）避難所等における各種対策

<修正箇所>

■風水害等編 第2編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■地震編 第2編 第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

<新旧対照表>

■風水害等編 p 7 資料2-1

■地震編 p 5 資料2-1

■風水害等編

現行	修正
第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等

<p>市における措置</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>ウ バックアップ設備の整備：投光器、<u>自家発電設備</u>等</p>	<p>市における措置</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>ウ バックアップ設備の整備：投光器、<u>再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備</u>等</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

(3) 防災関係機関相互の連携

<p><修正箇所></p> <p>■風水害等編 第2編 第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p> <p>■地震編 第2編 第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p> <p><新旧対照表></p> <p>■風水害等編 p 6</p> <p>■地震編 p 4</p>

■風水害等編

現行	修正
<p>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p>	<p>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p>
<p>市における措置</p> <p>(6) 防災中枢機能の充実</p> <p>ア 市は、保有する施設、設備について、<u>(追加)</u> 代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略)</p> <p>(7) 防災関係機関相互の連携</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>市における措置</p> <p>(6) 防災中枢機能の充実</p> <p>ア 市は、保有する施設、設備について、<u>再生可能エネルギー等</u>の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略)</p> <p>(7) 防災関係機関相互の連携</p> <p><u>ア</u> 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。</p> <p><u>イ</u> 市は、<u>職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</u></p> <p><u>ウ</u> 市は、災害時に発生する状況を予め想定し、<u>各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災</u></p>

害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

(4) その他の修正

<修正箇所>

■風水害等編 第3編 第1章 活動態勢（組織の動員配備）

<新旧対照表>

■風水害等編 p 1 1

■風水害等編

現行	修正
第2節 避難情報	第2節 避難情報
<p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難情報</p> <p>ウ [警戒レベル3]高齢者等避難 (略)</p> <p>なお、夜間、早朝に<u>避難指示</u>を発令するような(略)</p> <p>カ 事前の情報提供 (略)特に、台風<u>(追記)</u>による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求 市町村長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。<u>(追記)</u></p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難情報</p> <p>ウ [警戒レベル3]高齢者等避難 (略)</p> <p>なお、夜間、早朝に<u>高齢者等避難</u>を発令するような(略)</p> <p>カ 事前の情報提供 (略)特に、台風<u>や線状降水帯等</u>による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求 市町村長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。<u>さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。</u></p>

みよし市地域防災計画新旧対照表 【 風水害等災害対策計画 】

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和4年3月修正）	修正案	備考
	第1編 総則	第1編 総則	
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
8	3 指定地方行政機関 表中 機関名：東海農政局 内容 欄 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施 <u>及び指導</u> を行う。	3 指定地方行政機関 表中 機関名：東海農政局 内容 欄 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施 <u>に関する指導及び助言</u> を行う。	表記の整理
9	機関名：中部経済産業局 内容：(4) (略) <u>(新設)</u>	機関名：中部経済産業局 内容：(4) (略) <u>(5) 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣を行う。</u>	業務見直しに伴う修正
11	機関名：中部地方整備局（名古屋国道事務所） 内容 欄 (2) 初動対応 <u>(追加)</u> 情報連絡員（リエゾン）等及び（略）	機関名：中部地方整備局（名古屋国道事務所） 内容 欄 (2) 初動対応 <u>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</u> <u>イ 情報連絡員（リエゾン）等及び（略）</u>	
12	4 自衛隊 表中 機関名：自衛隊 内容：(9) <u>炊飯</u> 及び給水を行う。 <u>(新設)</u> (10) 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。 (11) 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。 (12) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う	4 自衛隊 表中 機関名：自衛隊 内容：(9) <u>給食</u> 及び給水を行う。 (10) <u>入浴支援</u> を行う。 (11) 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。 (12) 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。 (13) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う	防災基本計画の修正を踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (令和4年3月修正)	修正案	備考																
14	<p>5 指定公共機関</p> <p>表中 機関名：東邦瓦斯株式会社（豊田営業所） <u>(追記)</u> 内容：(2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 <u>(追記)</u></p>	<p>5 指定公共機関</p> <p>表中 機関名：東邦瓦斯株式会社（豊田営業所） <u>(※)</u> 内容：(2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 <u>(※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)</u></p>	指定公共機関の追加に伴う修正																
15	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>一般社団法人日本建設業連合会</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	ソフトバンク株式会社	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	一般社団法人日本建設業連合会	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>楽天モバイル株式会社</u></td> <td><u>(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。</u> <u>(3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u></td> </tr> <tr> <td>一般社団法人日本建設業連合会</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	ソフトバンク株式会社	(略)	<u>楽天モバイル株式会社</u>	<u>(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。</u> <u>(3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u>	一般社団法人日本建設業連合会	(略)	指定公共機関の追加に伴う修正
機関名	内容																		
ソフトバンク株式会社	(略)																		
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																		
一般社団法人日本建設業連合会	(略)																		
機関名	内容																		
ソフトバンク株式会社	(略)																		
<u>楽天モバイル株式会社</u>	<u>(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。</u> <u>(3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u>																		
一般社団法人日本建設業連合会	(略)																		
第2編 災害予防		第2編 災害予防																	
第1章 防災協働社会の形成推進		第1章 防災協働社会の形成推進																	
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携		第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携																	
19	<p>1 市における措置</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の支援 ア ボランティアコーディネーターの確保 行政、市民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、(略)</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の支援 ア ボランティアコーディネーターの確保 <u>市は</u>、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、(略)</p>	表記の整理																
第2章 水害予防対策		第2章 水害予防対策																	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和4年3月修正）	修正案	備考
	第3節 浸水想定区域における対策	第3節 浸水想定区域における対策	
25	1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県（建設局）における措置） (1) 区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、(略)	1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県（建設局）における措置） (1) 区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、(略)	表記の整理
25	3 浸水想定区域のある市町村における措置 (1) 地域防災計画に定める事項 市は、洪水浸水想定区域、又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。 (略) ア～ウ エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地 (略) <u>(追加)</u>	3 浸水想定区域のある市町村における措置 (1) 地域防災計画に定める事項 市は、洪水浸水想定区域、又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。 (略) ア～ウ エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地 <u>(ただし、(ウ)の施設については所有者又は管理者から申出があつた場合に限る。)</u> <u>(4) 市長の助言・勧告</u> <u>市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</u>	表記の整理 水防法改正（第15条）に伴う修正
27	5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 (2) 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施	5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 (2) 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施 <u>及び市長への報告</u>	水防法改正（第15条）に伴う修正
	第4節 農地防災対策	第4節 農地防災対策	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (令和4年3月修正)	修正案	備考
28	<p>1 市及び土地改良区における措置</p> <p>(2) ため池等整備事業 農業用のため池 (防災重点ため池) の決壊による災害を未然に防止するため、危険箇所を十分把握し、点検及び改修を必要とするため池については、改修補強し予想される災害の未然防止に努める。 また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため池 (防災重点ため池) について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</p>	<p>1 市及び土地改良区における措置</p> <p>(2) ため池等整備事業 農業用のため池 (防災重点<u>農業用</u>ため池) の決壊による災害を未然に防止するため、危険箇所を十分把握し、点検及び改修を必要とするため池については、改修補強し予想される災害の未然防止に努める。 また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため池 (防災重点<u>農業用</u>ため池) について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</p>	<p>「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の施行に伴う整理</p>
第3章 土砂災害等予防対策		第3章 土砂災害等予防対策	
第2節 土砂災害の防止		第2節 土砂災害の防止	
30	<p>1 県 (建設局、建築局、農林基盤局) における措置</p> <p><u>(1) 土砂災害危険箇所等</u>の把握 県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により<u>土砂災害危険箇所 (土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所)</u>、山地災害危険地区を把握する。</p> <p><u>(2) 土砂災害警戒区域等の指定</u> ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 県は、<u>土砂災害危険箇所等について</u>、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。 (略)</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 ア 県は、<u>土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果に関する資料</u>を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表、周知する。 基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。</p>	<p>1 県 (建設局、建築局、農林基盤局) における措置</p> <p><u>(2) へ移行)</u></p> <p><u>(1) 土砂災害警戒区域等の指定</u> ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。 (略)</p> <p><u>(2) 山地災害危険地区</u>の把握 県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により、山地災害危険地区を把握する。</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 ア 県は、<u>土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料</u>を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表、周知する。 基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。</p>	<p>土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和4年3月修正）	修正案	備考
	<p>イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。</p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>オ 土石流危険溪流</p> <p>① 標識等による住民への周知</p> <p>② 土石流を受け止める砂防えん堤の設置</p> <p>(略)</p> <p>(5) 土砂災害監視システムの<u>整備</u> 県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を市町村や住民に提供する土砂災害監視システムの整備を行う。</p>	<p>イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。</p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 土砂災害監視システムによる情報提供 県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を土砂災害監視システムにより市町村や住民に提供する。</p>	
32	<p>2 市における措置</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>ア 市は、<u>土砂災害危険箇所、山地災害危険地区等</u>に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</p>	<p>2 市における措置</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>ア 市は、<u>土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区</u>に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</p>	土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため
	<p>第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害の防止</p>	<p>第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害の防止</p>	
34	<p>2 市における措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>2 市における措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 市長の助言・勧告</u> 市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</p>	土砂災害防止法の改正に伴う修正
35	<p>3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 訓練の実施 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要</p>	<p>3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 訓練の実施 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要</p>	土砂災害防止法の改正に伴う修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和4年3月修正）	修正案	備考
	配慮者利用施設を使用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施	配慮者利用施設を使用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告	
	第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
50	市における措置 (6) 防災中枢機能の充実 ア 市は、保有する施設、設備について、 <u>(追記)</u> 代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略) (7) 防災関係機関相互の連携 (略) <u>(新設)</u>	市における措置 (6) 防災中枢機能の充実 ア 市は、保有する施設、設備について、 <u>再生可能エネルギー等の</u> 代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略) (7) 防災関係機関相互の連携 <u>ア</u> 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。 <u>イ</u> 市は、 <u>職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</u> <u>ウ</u> 市は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第8章 避難行動の促進対策	第9章 避難行動の促進対策	
	■ 基本方針	■ 基本方針	
54	基本方針 ○ 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に <u>避難情報</u> を発令する。	基本方針 ○ 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。	表記の整理
	第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	
55	1 市町村における措置 (1) マニュアルの作成 イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。	1 市町村における措置 (1) マニュアルの作成 イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。	表記の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (令和4年3月修正)	修正案	備考
	<p>(ウ) 土砂災害警戒情報、大雨警報(土砂災害)の危険度分布、(略)</p> <p>キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。 (ア) 避難の指示等を発令する基準は、(略) 水防警報の<u>発令</u>など、(略)</p>	<p>(ウ) 土砂災害警戒情報、<u>土砂キキクル</u>(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、(略)</p> <p>キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。 (ア) 避難の指示等を発令する基準は、(略) 水防警報の<u>発表</u>など、(略)</p>	
	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等	
61	<p>市における措置</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 ウ バックアップ設備の整備：投光器、<u>自家発電設備</u>等</p>	<p>市における措置</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 ウ バックアップ設備の整備：投光器、<u>再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備</u>等</p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
64	<p>市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策 ウ 個別避難計画の作成等 (イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 市は、消防機関、警察、民生<u>委員</u>、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲をあらかじめ定めておく。</p>	<p>市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策 ウ 個別避難計画の作成等 (イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 市は、消防機関、警察、民生<u>児童委員</u>、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者<u>について、情報提供</u>の範囲をあらかじめ定めておく。</p>	表記の整理
65	<p>(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 (ア) 計画の作成等 地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成(<u>追記</u>)するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施(<u>追記</u>)するものとする。</p> <p>(略) <u>(追加)</u></p>	<p>(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 (ア) 計画の作成等 地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、<u>市長に報告</u>するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、<u>その結果を市長に報告</u>するものとする。</p> <p>(略) <u>(オ) 市長の助言・勧告</u></p>	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和4年3月修正）	修正案	備考
		<u>市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</u>	
	第10章 広域応援・受援体制の整備	第10章 広域応援・受援体制の整備	
	第1節 広域応援・受援体制の整備	第1節 広域応援・受援体制の整備	
68	市における措置 (4) 受援体制の整備 (略) また、市は、訓練等を通じて、応急対策職員 <u>確保</u> 制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	市における措置 (4) 受援体制の整備 (略) また、市は、訓練等を通じて、応急対策職員 <u>派遣</u> 制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	表記の整理
	第11章 防災訓練及び防災意識の向上	第11章 防災訓練及び防災意識の向上	
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
73	市における措置 (4) 報道媒体の活用及び協力要請 (略) <u>電気</u> 通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。 (5) 過去の災害教訓の伝承 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 <u>(追記)</u>	市における措置 (4) 報道媒体の活用及び協力要請 (略) 通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。 (5) 過去の災害教訓の伝承 市は、 <u>県民</u> が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 <u>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u>	表記の整理 継続中の取組について、防災基本計画の書きぶりを踏まえて追記
	第3節 防災のための教育	第3節 防災のための教育	
73	1 県（教育委員会）、市（教育委員会）及び私立学校等管理者における措置 (1) 児童生徒等に対する防災教育	1 県（教育委員会）、市（教育委員会）及び私立学校等管理者における措置 (1) 児童生徒等に対する防災教育	防災基本計画の修正を踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (令和4年3月修正)	修正案	備考									
	(略) また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動(ホームルーム活動)、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する <u>(追記)</u> 。	(略) また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動(ホームルーム活動)、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する <u>とともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。</u>										
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策										
	第1章 活動態勢(組織の動員配備)	第1章 活動態勢(組織の動員配備)										
	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動										
81	表中 機関名：県 事前 欄 「○ 立退き <u>勧告等</u> の代行」 機関名：市 事前 欄 「○ 立退きの <u>勧告・指示</u> 」	表中 機関名：県 事前 欄 「○ 立退き <u>指示等</u> の代行」 機関名：市 事前 欄 「○ 立退きの指示」	表記の整理									
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置										
82	表中 <u>(追加)</u>	表中 <table border="1"> <tr> <td><u>第4節</u></td> <td><u>市町村</u></td> <td><u>1 広域避難に係る協議</u></td> </tr> <tr> <td><u>広域避難</u></td> <td><u>県</u></td> <td><u>1 広域避難に係る協議</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>2 居住者等の運送</u></td> </tr> </table>	<u>第4節</u>	<u>市町村</u>	<u>1 広域避難に係る協議</u>	<u>広域避難</u>	<u>県</u>	<u>1 広域避難に係る協議</u>			<u>2 居住者等の運送</u>	表記の整理
<u>第4節</u>	<u>市町村</u>	<u>1 広域避難に係る協議</u>										
<u>広域避難</u>	<u>県</u>	<u>1 広域避難に係る協議</u>										
		<u>2 居住者等の運送</u>										
	第1節 気象警報等の発表、伝達	第1節 気象警報等の発表、伝達										
82	1 名古屋地方気象台における措置 名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報(該当する警戒レベル相当情報含む。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。)を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・ <u>中部地方整備局</u> ・日本放送協会 <u>名古屋放送局</u> に通知しなければならない。 名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく情報及び同法施行令に定める注意報等(ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。以下「注意報等」とする。)を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・ <u>中部地方整備局</u> ・日本放送協	1 名古屋地方気象台における措置 名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報(該当する警戒レベル相当情報含む。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。)を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・日本放送協会・ <u>国土交通省機関</u> に通知しなければならない。 名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく情報及び同法施行令に定める注意報等(ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。以下「注意報等」とする。)を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・日本放送協会・ <u>国土交通省機</u>	気象庁における「気象警報等の伝達系統図」更新等に伴う修正									

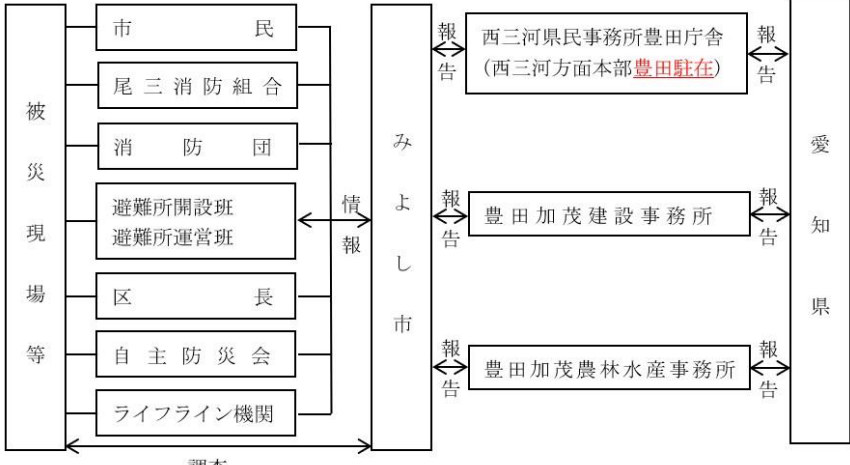
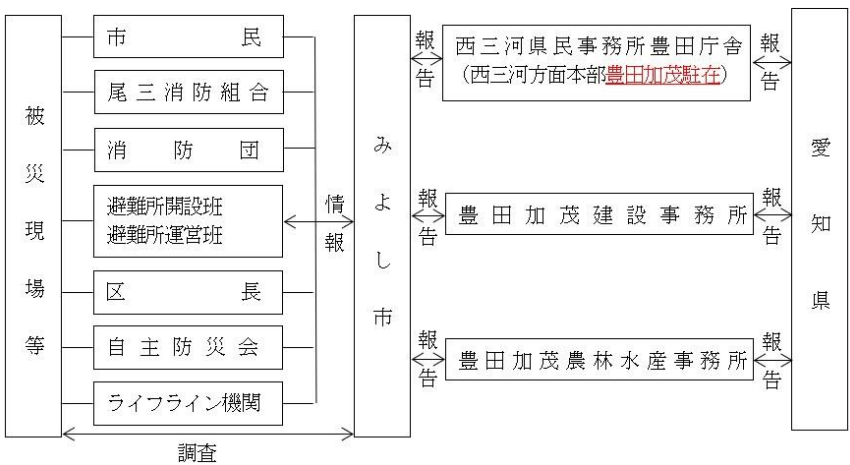
風水害等災害対策計画 新旧対照表

	会名古屋放送局に伝達する。	関に伝達する。	
83	<p>3 県（建設局及び防災安全局）における措置 (4) 県（建設局）は、<u>分けられた区</u>ごとに、(略)</p>	<p>3 県（建設局及び防災安全局）における措置 (4) 県（建設局）は、<u>市町村</u>ごとに、(略)</p>	表記の整理
84	<p>8 気象警報等の伝達系統 (6) 火災警報</p> <p>図1 気象警報等の伝達系統図</p>	<p>8 気象警報等の伝達系統 (6) 火災警報</p> <p>図1 気象警報等の伝達系統図</p>	県の修正意見による修正（表中日本電信電話(株)2箇所記載あり）
85	<p>図6 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）</p>	<p>図6 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）</p>	関係機関の整理

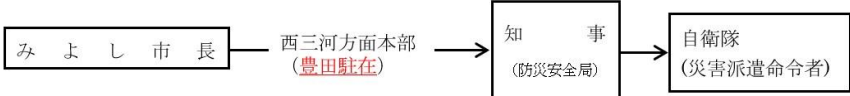
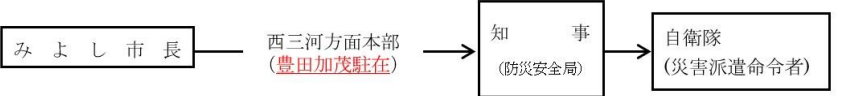
風水害等災害対策計画 新旧対照表

	<p>図6 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）</p> <p>(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議の上、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。</p>	<p>図6 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）</p> <p>(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議の上、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。</p>	
<p>第2節 避難情報</p>		<p>第2節 避難情報</p>	
<p>86</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難情報</p> <p>ウ [警戒レベル3]高齢者等避難 (略)</p> <p>なお、夜間、早朝に避難指示を発令するような (略)</p> <p>カ 事前の情報提供 (略) 特に、台風(追記)による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求 市町村長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。(追記)</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難情報</p> <p>ウ [警戒レベル3]高齢者等避難 (略)</p> <p>なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような (略)</p> <p>カ 事前の情報提供 (略) 特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求 市町村長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表

87	<p>(6) 知事への報告 市長は、避難の措置を行ったときは、速やかに西三河方面本部（<u>豊田駐在</u>）を通じ、知事に報告する。</p>	<p>(6) 知事への報告 市長は、避難の措置を行ったときは、速やかに西三河方面本部（<u>豊田加茂駐在</u>）を通じ、知事に報告する。</p>	<p>県の修正意見による修正</p>
<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p>		<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p>	
<p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p>		<p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p>	
91	<p>1 市の措置 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (略) <u>この場合において、市町村長は、被害の発生地域、避難情報の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる</u>県防災情報システムの<u>防災地理情報システム</u>を有効に活用するものとする。 (3) 行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録の有無に関わらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。 また、行方不明者として把握した者が、(略)</p>	<p>1 市の措置 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (略) <u>報告にあたり、</u>市町村長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。 (3) <u>安否不明者</u>・行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録の有無に関わらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で<u>安否不明者</u>・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。 また、<u>安否不明者</u>・行方不明者として把握した者が、(略)</p>	<p>防災情報システムの改修更新に伴う修正 「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」の反映</p>
92	<p>2 被害状況等の一般的収集、伝達系統 (1) 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。</p> 	<p>2 被害状況等の一般的収集、伝達系統 (1) 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。</p> 	<p>県の修正意見による修正</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表

	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請	
	第3節 自衛隊の災害派遣	第3節 自衛隊の災害派遣	
102	<p>3 災害派遣要請等手続系統</p>  <p>(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災安全局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、西三河方面本部(豊田駐在)へも連絡すること。</p>	<p>3 災害派遣要請等手続系統</p>  <p>(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災安全局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、西三河方面本部(豊田加茂駐在)へも連絡すること。</p>	<p>県の修正意見による修正</p>
	第5章 救出・救助対策	第5章 救出・救助対策	
	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動	
105	<p>表中 機関名：県 ○ 防災ヘリコプターの出動</p>	<p>表中 機関名：県 ○ 防災ヘリコプターの出動調整</p>	<p>県がヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。</p>
	第2節 防災ヘリコプターの活用	第2節 防災ヘリコプターの活用	
107	<p>市における措置 市長(消防事務に関する一部事務組合の管理者含む)は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県(防災安全局消防保安課防災航空グループ)に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出するものとする。</p>	<p>市における措置 市長(消防事務に関する一部事務組合の管理者含む)は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。</p>	<p>県がヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。</p>
	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	
	第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生	
111	<p>1 市における措置 (6) ア 市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。(追記)</p>	<p>1 市における措置 (6) ア 市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
	第7章 交通の確保・緊急輸送対策	第7章 交通の確保・緊急輸送対策	
	第1節 道路交通規制等	第1節 道路交通規制等	
116	<p>2 自衛官及び消防吏員における措置</p>	<p>2 自衛官及び消防吏員における措置</p>	<p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表

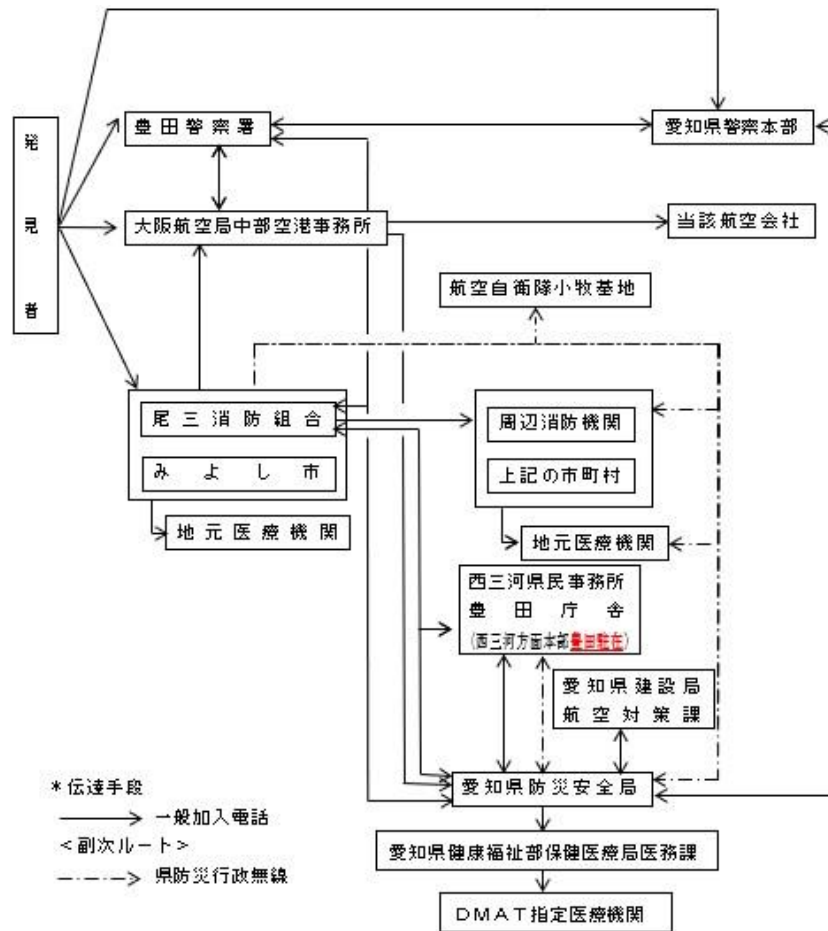
	派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、(略)	災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、(略)	
	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営	
129	1 市における措置 (4) 避難所の運営 キ 要配慮者への支援 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、(略)	1 市における措置 (4) 避難所の運営 キ 要配慮者への支援 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生 児童委員 、(略)	表記の整理
	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	
	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給	
134	1 市における措置 (3) 米穀の原料調達 ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省 (政策統括官) に要請を行うことができる。(略)	1 市における措置 (3) 米穀の原料調達 ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省 (農政局長) に要請を行うことができる。(略)	国の組織再編に伴う修正
	第13章 ライフライン施設等の応急対策	第13章 ライフライン施設等の応急対策	
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
143	表中 区分 第5節 通信施設の応急措置 機関名： 電気 通信事業者、移動通信事業者	表中 区分 第5節 通信施設の応急措置 機関名：通信事業者、移動通信事業者	表記の整理
	第5節 通信施設の応急措置	第5節 通信施設の応急措置	
146	1 電気通信事業者 (西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)における措置	1 通信事業者 (西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)における措置	表記の整理
147	2 移動通信事業者 (株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社 及び ソフトバンク株式会社 (追記))における措置 (略)	2 移動通信事業者 (株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、 ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社)における措置 (略)	指定公共機関の追加に伴う修正
	第14章 航空災害対策	第14章 航空災害対策	
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

152

2 伝達系統

(1) 民間航空機の場合

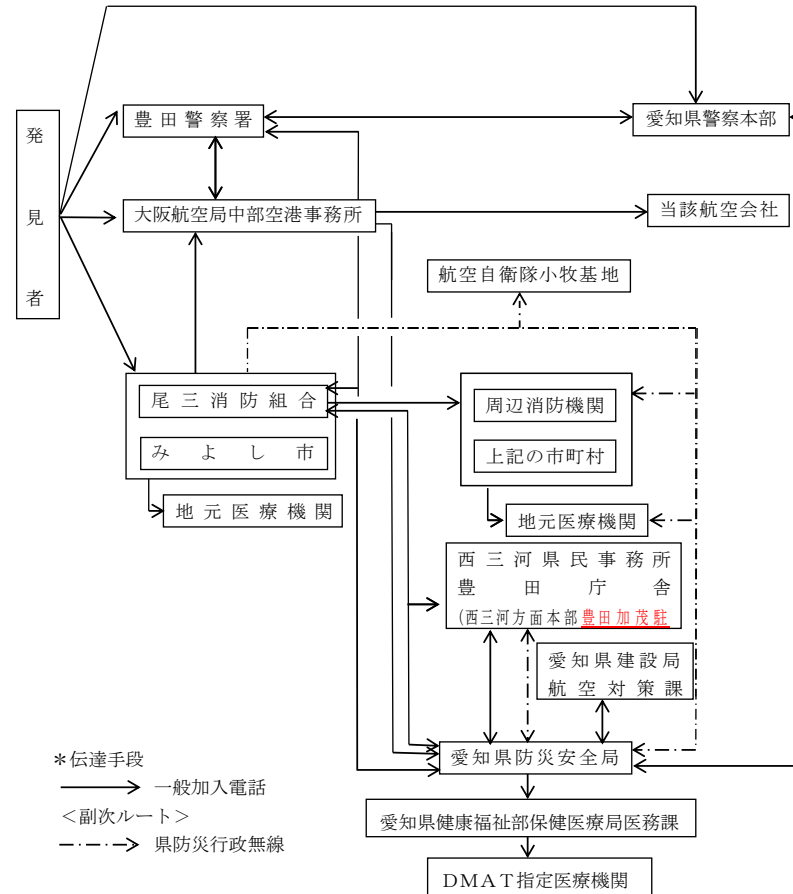


153

(2) 自衛隊機の場合

2 伝達系統

(1) 民間航空機の場合



(2) 自衛隊機の場合

県の修正意見による修正

県の修正意見による修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

	<p>*伝達手段 → 一般加入電話 <副次ルート> - - - 県防災行政無線</p>	<p>*伝達手段 → 一般加入電話 <副次ルート> - - - 県防災行政無線</p>	
	<p>第15章 鉄道災害対策</p>	<p>第15章 鉄道災害対策</p>	
	<p>■ 主な機関の措置</p>	<p>■ 主な機関の措置</p>	
<p>156</p>	<p>3 情報の伝達系統 大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。</p>	<p>3 情報の伝達系統 大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。</p>	<p>県の修正意見による修正</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表

	<p>第16章 道路災害対策</p>	<p>第16章 道路災害対策</p>	
	<p>■ 主な機関の応急活動</p>	<p>■ 主な機関の応急活動</p>	
<p>157</p>	<p>表中 機関名：道路管理者及び中部地方整備局 被害発生中 欄 ○ 他の道路管理者への応援要<u>求</u></p>	<p>表中 機関名：道路管理者及び中部地方整備局 被害発生中 欄 ○ 他の道路管理者への応援要<u>請</u></p>	<p>表記の整理</p>
	<p>■ 主な機関の措置</p>	<p>■ 主な機関の措置</p>	
<p>157</p>	<p>表中 機関名：道路管理者（中部地方整備局、県、中日本高速道路株式会社） 主な措置 欄 1 (5) 他の道路管理者への応援要<u>求</u></p>	<p>表中 機関名：道路管理者（中部地方整備局、県、中日本高速道路株式会社） 主な措置 欄 1 (5) 他の道路管理者への応援要<u>請</u></p>	
<p>159</p>	<p>3 情報の伝達系統 大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。</p>	<p>3 情報の伝達系統 大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。</p>	<p>県の修正意見による修正</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表

<p>第17章 放射性物質災害応急対策</p>		<p>第17章 放射性物質災害応急対策</p>	
<p>第1節 放射性物質災害発生時の応急対策</p>		<p>第1節 放射性物質災害発生時の応急対策</p>	
<p>162</p>	<p>4 情報の伝達系統 放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達は、次のとおりとする。</p>	<p>4 情報の伝達系統 放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達は、次のとおりとする。</p>	<p>県の修正意見による修正</p>
<p>第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策</p>		<p>第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策</p>	
<p>163</p>	<p>4 情報の伝達系統 事故が発生した場合における情報の収集・伝達は、次のとおりとする。</p>	<p>4 情報の伝達系統 事故が発生した場合における情報の収集・伝達は、次のとおりとする。</p>	<p>県の修正意見による修正</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表

<p>第 21 章 大規模な火事災害対策</p>		<p>第 21 章 大規模な火事災害対策</p>	
<p>■ 主な機関の応急活動</p>		<p>■ 主な機関の応急活動</p>	
<p>172</p>	<p>表中 機関名：市、尾三消防組合 被害発生中 欄 ○ 避難 <u>勧告</u>・指示等</p>	<p>表中 機関名：市、尾三消防組合 被害発生中 欄 ○ 避難指示等</p>	<p>表記の整理</p>
<p>■ 主な機関の措置</p>		<p>■ 主な機関の措置</p>	
<p>174</p>	<p>2 県（防災安全局、保健医療局）における措置 (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 <u>防災航空隊は、自ら又は市から「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づく依頼により防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。</u></p>	<p>2 県（防災安全局、保健医療局）における措置 (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 <u>救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、市からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく依頼により防災ヘリコプターを活用する。</u></p>	<p>県がヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。</p>
<p>175</p>	<p>4 情報の伝達系統 大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。</p>	<p>4 情報の伝達系統 大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。</p>	<p>県の修正意見による修正</p>
<p>第 22 章 林野火災対策</p>		<p>第 22 章 林野火災対策</p>	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

■ 主な機関の応急活動		■ 主な機関の応急活動	
176	<p>表中</p> <p>機関名：市、尾三消防組合</p> <p>被害発生中 欄</p> <p>○ 避難勧告・指示等</p>	<p>表中</p> <p>機関名：市、尾三消防組合</p> <p>被害発生中 欄</p> <p>○ 避難指示等</p>	表記の整理
179	<p>5 情報の伝達系統</p> <p>大規模な林野火災が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。</p>	<p>5 情報の伝達系統</p> <p>大規模な林野火災が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。</p>	県の修正意見による修正
第16章 学校における対策		第16章 学校における対策	
■ 主な機関の応急活動		■ 主な機関の応急活動	
187	<p>機関名：県</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象警報等の把握・伝達 <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時休業等の措置 ○ 避難の実施 ○ 教育施設の確保 ○ 教職員の確保 ○ 広報・周知活動の実施 <u>(追加)</u> ○ 応援の要求・指示 <p>機関名：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象警報等の把握・伝達 <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時休業等の措置 ○ 避難の実施 ○ 教育施設の確保 ○ 教職員の確保 ○ 広報・周知活動の実施 <u>○ 学用品の給与</u> ○ 応援の要求・指示 	<p>機関名：県</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象警報等の把握・伝達 <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時休業等の措置 ○ 避難の実施 ○ 教育施設の確保 ○ 教職員の確保 ○ 広報・周知活動の実施 <u>○ 教科書等の給与 (県立学校)</u> ○ 応援の要求・指示 <p>機関名：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象警報等の把握・伝達 <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時休業等の措置 ○ 避難の実施 ○ 教育施設の確保 ○ 教職員の確保 ○ 広報・周知活動の実施 <u>○ 教科書等の給与 (市立学校)</u> ○ 応援の要求・指示 	表記の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

	<p>機関名：私立学校設置者（管理者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象警報等の把握・伝達 <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時休業等の措置 ○ 教育施設の確保 ○ 避難の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報・周知活動の実施 <u>(追加)</u> ○ 応援の要求・指示 	<p>機関名：私立学校設置者（管理者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象警報等の把握・伝達 <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時休業等の措置 ○ 教育施設の確保 ○ 避難の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報・周知活動の実施 ○ <u>教科書等の給与(私立学校等)</u> ○ 応援の要求・指示 	
	第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
188	<p>市（教育委員会）における措置</p> <p>(1) 気象警報等の把握・伝達 (略)</p> <p>ア 県立学校等 (略)</p> <p>イ 市立学校等 (略)</p>	<p>市（教育委員会）における措置</p> <p>(1) 気象警報等の把握・伝達 (略)</p> <p>ア 県立学校 (略)</p> <p>イ 市立学校 (略)</p>	表記の整理
	第4節 教科書・学用品等の給与	第4節 教科書・学用品等の給与	
189	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立<u>小・中</u>学校等の児童<u>及び</u>生徒に対して（略）</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立学校の児童<u>・</u>生徒に対して（略）</p>	表記の整理

みよし市地域防災計画新旧対照表 【 地震災害対策計画 】

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (令和4年3月修正)	修正案	備考																																																																																																																																																																																
	第1編 総則	第1編 総則																																																																																																																																																																																	
	第3章 被害想定及び減災効果	第3章 被害想定及び減災効果																																																																																																																																																																																	
	第2節 地震被害の予測及び減災効果	第2節 地震被害の予測及び減災効果																																																																																																																																																																																	
9	<p>3 活断層に関する調査研究 (参考) 地震調査研究推進本部による活断層の長期評価 [主要活断層帯の長期評価の概要(算定基準日 令和2年(2020年)1月1日)]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都道府県</th> <th rowspan="2">断層帯名 (起震断層/活動区間)</th> <th rowspan="2">よみかた</th> <th rowspan="2">長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)</th> <th rowspan="2">我が国の主な 活断層における 相対的評価^(注4) ランク</th> <th colspan="3">地震発生確率^(注1)</th> <th rowspan="2">地震後 経過率^(注2)</th> <th rowspan="2">平均活動間隔 最新活動時期</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">愛知県</td> <td>厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (厚風山断層帯)^(注3)</td> <td rowspan="10">びょうぶやま・えなさん-さなげやまだんそうたい</td> <td>6.8程度</td> <td>Aランク</td> <td>0.2%~0.7%</td> <td>0.4%~1%</td> <td>0.8%~2%</td> <td>不明</td> <td>4,000年~12,000年程度 不明</td> </tr> <tr> <td>厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (赤河断層帯)</td> <td>7.1程度</td> <td>Xランク</td> <td>不明^(注5)</td> <td>不明^(注5)</td> <td>不明^(注5)</td> <td>不明^(注5)</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (恵那山-猿投山北断層帯)</td> <td>7.7程度</td> <td>A+ランク</td> <td>ほぼ0%~2%</td> <td>ほぼ0%~3%</td> <td>0.001%~0%</td> <td>0.4~1.1</td> <td>約7,200年~14,000年 約7,600年前~5,400年前</td> </tr> <tr> <td>厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯)</td> <td>7.7程度</td> <td>Zランク</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.4</td> <td>40,000年程度 約14,000年前頃</td> </tr> <tr> <td>厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (加木屋断層帯)^(注3)</td> <td>7.4程度</td> <td>Aランク</td> <td>0.1%</td> <td>0.2%</td> <td>0.3%</td> <td>不明</td> <td>30,000年程度 不明</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾断層帯 (主部/北部)</td> <td>7.2程度</td> <td>Zランク</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.03~0.1</td> <td>10,000年~15,000年程度 概ね1,000年前~500年前</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾断層帯 (主部/南部)</td> <td>6.9程度</td> <td>Zランク</td> <td>ほぼ0%~0.002%</td> <td>ほぼ0%~0.004%</td> <td>ほぼ0%~0.009%</td> <td>0.2~0.4</td> <td>5,000年~10,000年程度 概ね2,000年前~1,500年前</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾断層帯 (白子-野間断層)</td> <td>7.0程度</td> <td>A+ランク</td> <td>0.2%~0.8%</td> <td>0.3%~1%</td> <td>0.7%~3%</td> <td>0.6~0.8</td> <td>8,000年程度 概ね4,500年前~3,000年前</td> </tr> <tr> <td>岐阜-一宮断層帯</td> <td>岐阜-いちのみやだんそうたい</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>活断層ではないと判断される。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p>	都道府県	断層帯名 (起震断層/活動区間)	よみかた	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価 ^(注4) ランク	地震発生確率 ^(注1)			地震後 経過率 ^(注2)	平均活動間隔 最新活動時期	30年以内	50年以内	100年以内	愛知県	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (厚風山断層帯) ^(注3)	びょうぶやま・えなさん-さなげやまだんそうたい	6.8程度	Aランク	0.2%~0.7%	0.4%~1%	0.8%~2%	不明	4,000年~12,000年程度 不明	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (赤河断層帯)	7.1程度	Xランク	不明 ^(注5)	不明 ^(注5)	不明 ^(注5)	不明 ^(注5)	不明	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (恵那山-猿投山北断層帯)	7.7程度	A+ランク	ほぼ0%~2%	ほぼ0%~3%	0.001%~0%	0.4~1.1	約7,200年~14,000年 約7,600年前~5,400年前	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯)	7.7程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.4	40,000年程度 約14,000年前頃	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (加木屋断層帯) ^(注3)	7.4程度	Aランク	0.1%	0.2%	0.3%	不明	30,000年程度 不明	伊勢湾断層帯 (主部/北部)	7.2程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.03~0.1	10,000年~15,000年程度 概ね1,000年前~500年前	伊勢湾断層帯 (主部/南部)	6.9程度	Zランク	ほぼ0%~0.002%	ほぼ0%~0.004%	ほぼ0%~0.009%	0.2~0.4	5,000年~10,000年程度 概ね2,000年前~1,500年前	伊勢湾断層帯 (白子-野間断層)	7.0程度	A+ランク	0.2%~0.8%	0.3%~1%	0.7%~3%	0.6~0.8	8,000年程度 概ね4,500年前~3,000年前	岐阜-一宮断層帯	岐阜-いちのみやだんそうたい							活断層ではないと判断される。	<p>3 活断層に関する調査研究 (参考) 地震調査研究推進本部による活断層の長期評価 [主要活断層帯の長期評価の概要(算定基準日 令和4年(2022年)1月1日)]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都道府県</th> <th rowspan="2">断層帯名 (起震断層/活動区間)</th> <th rowspan="2">よみかた</th> <th rowspan="2">長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)</th> <th rowspan="2">我が国の主な 活断層における 相対的評価^(注4) ランク</th> <th colspan="3">地震発生確率^(注1)</th> <th rowspan="2">地震後 経過率^(注2)</th> <th rowspan="2">平均活動間隔 最新活動時期</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">愛知県</td> <td>厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (厚風山断層帯)^(注3)</td> <td rowspan="10">びょうぶやま・えなさん-さなげやまだんそうたい</td> <td>6.8程度</td> <td>Aランク</td> <td>0.2%~0.7%</td> <td>0.4%~1%</td> <td>0.8%~2%</td> <td>不明</td> <td>4,000~12,000年程度 不明</td> </tr> <tr> <td>厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (赤河断層帯)</td> <td>7.1程度</td> <td>Xランク</td> <td>不明^(注5)</td> <td>不明^(注5)</td> <td>不明^(注5)</td> <td>不明^(注5)</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (恵那山-猿投山北断層帯)</td> <td>7.7程度</td> <td>A+ランク</td> <td>ほぼ0%~2%</td> <td>ほぼ0%~3%</td> <td>0.001%~0%</td> <td>0.4~1.1</td> <td>約7,200~14,000年 約7,600年前頃~5,400年前頃</td> </tr> <tr> <td>厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯)</td> <td>7.7程度</td> <td>Zランク</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.4</td> <td>40,000年程度 約14,000年前頃</td> </tr> <tr> <td>厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (加木屋断層帯)^(注3)</td> <td>7.4程度</td> <td>Aランク</td> <td>0.1%</td> <td>0.2%</td> <td>0.3%</td> <td>不明</td> <td>30,000年程度 不明</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾断層帯 (主部/北部)</td> <td>7.2程度</td> <td>Zランク</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.03~0.1</td> <td>10,000年~15,000年程度 概ね1,000年前頃~500年前頃</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾断層帯 (主部/南部)</td> <td>6.9程度</td> <td>Zランク</td> <td>ほぼ0%~0.002%</td> <td>ほぼ0%~0.004%</td> <td>ほぼ0%~0.009%</td> <td>0.2~0.4</td> <td>5,000年~10,000年程度 概ね2,000年前頃~1,500年前頃</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾断層帯 (白子-野間断層)</td> <td>7.0程度</td> <td>A+ランク</td> <td>0.2%~0.8%</td> <td>0.3%~1%</td> <td>0.7%~3%</td> <td>0.6~0.8</td> <td>8,000年程度 概ね4,500年前頃~3,000年前頃</td> </tr> <tr> <td>岐阜-一宮断層帯</td> <td>岐阜-いちのみやだんそうたい</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>活断層ではないと判断される。</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、活断層が確認されていないところでも大きな地震が発生する可能性があることに留意する必要がある。</p>	都道府県	断層帯名 (起震断層/活動区間)	よみかた	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価 ^(注4) ランク	地震発生確率 ^(注1)			地震後 経過率 ^(注2)	平均活動間隔 最新活動時期	30年以内	50年以内	100年以内	愛知県	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (厚風山断層帯) ^(注3)	びょうぶやま・えなさん-さなげやまだんそうたい	6.8程度	Aランク	0.2%~0.7%	0.4%~1%	0.8%~2%	不明	4,000~12,000年程度 不明	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (赤河断層帯)	7.1程度	Xランク	不明 ^(注5)	不明 ^(注5)	不明 ^(注5)	不明 ^(注5)	不明	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (恵那山-猿投山北断層帯)	7.7程度	A+ランク	ほぼ0%~2%	ほぼ0%~3%	0.001%~0%	0.4~1.1	約7,200~14,000年 約7,600年前頃~5,400年前頃	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯)	7.7程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.4	40,000年程度 約14,000年前頃	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (加木屋断層帯) ^(注3)	7.4程度	Aランク	0.1%	0.2%	0.3%	不明	30,000年程度 不明	伊勢湾断層帯 (主部/北部)	7.2程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.03~0.1	10,000年~15,000年程度 概ね1,000年前頃~500年前頃	伊勢湾断層帯 (主部/南部)	6.9程度	Zランク	ほぼ0%~0.002%	ほぼ0%~0.004%	ほぼ0%~0.009%	0.2~0.4	5,000年~10,000年程度 概ね2,000年前頃~1,500年前頃	伊勢湾断層帯 (白子-野間断層)	7.0程度	A+ランク	0.2%~0.8%	0.3%~1%	0.7%~3%	0.6~0.8	8,000年程度 概ね4,500年前頃~3,000年前頃	岐阜-一宮断層帯	岐阜-いちのみやだんそうたい							活断層ではないと判断される。	調査結果の時点更新
都道府県	断層帯名 (起震断層/活動区間)						よみかた	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価 ^(注4) ランク			地震発生確率 ^(注1)				地震後 経過率 ^(注2)		平均活動間隔 最新活動時期																																																																																																																																																																	
		30年以内	50年以内	100年以内																																																																																																																																																																															
愛知県	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (厚風山断層帯) ^(注3)	びょうぶやま・えなさん-さなげやまだんそうたい	6.8程度	Aランク	0.2%~0.7%	0.4%~1%	0.8%~2%	不明	4,000年~12,000年程度 不明																																																																																																																																																																										
	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (赤河断層帯)		7.1程度	Xランク	不明 ^(注5)	不明 ^(注5)	不明 ^(注5)	不明 ^(注5)	不明																																																																																																																																																																										
	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (恵那山-猿投山北断層帯)		7.7程度	A+ランク	ほぼ0%~2%	ほぼ0%~3%	0.001%~0%	0.4~1.1	約7,200年~14,000年 約7,600年前~5,400年前																																																																																																																																																																										
	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯)		7.7程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.4	40,000年程度 約14,000年前頃																																																																																																																																																																										
	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (加木屋断層帯) ^(注3)		7.4程度	Aランク	0.1%	0.2%	0.3%	不明	30,000年程度 不明																																																																																																																																																																										
	伊勢湾断層帯 (主部/北部)		7.2程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.03~0.1	10,000年~15,000年程度 概ね1,000年前~500年前																																																																																																																																																																										
	伊勢湾断層帯 (主部/南部)		6.9程度	Zランク	ほぼ0%~0.002%	ほぼ0%~0.004%	ほぼ0%~0.009%	0.2~0.4	5,000年~10,000年程度 概ね2,000年前~1,500年前																																																																																																																																																																										
	伊勢湾断層帯 (白子-野間断層)		7.0程度	A+ランク	0.2%~0.8%	0.3%~1%	0.7%~3%	0.6~0.8	8,000年程度 概ね4,500年前~3,000年前																																																																																																																																																																										
	岐阜-一宮断層帯		岐阜-いちのみやだんそうたい							活断層ではないと判断される。																																																																																																																																																																									
	都道府県		断層帯名 (起震断層/活動区間)	よみかた	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価 ^(注4) ランク	地震発生確率 ^(注1)			地震後 経過率 ^(注2)	平均活動間隔 最新活動時期																																																																																																																																																																								
30年以内		50年以内					100年以内																																																																																																																																																																												
愛知県	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (厚風山断層帯) ^(注3)	びょうぶやま・えなさん-さなげやまだんそうたい	6.8程度	Aランク	0.2%~0.7%	0.4%~1%	0.8%~2%	不明	4,000~12,000年程度 不明																																																																																																																																																																										
	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (赤河断層帯)		7.1程度	Xランク	不明 ^(注5)	不明 ^(注5)	不明 ^(注5)	不明 ^(注5)	不明																																																																																																																																																																										
	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (恵那山-猿投山北断層帯)		7.7程度	A+ランク	ほぼ0%~2%	ほぼ0%~3%	0.001%~0%	0.4~1.1	約7,200~14,000年 約7,600年前頃~5,400年前頃																																																																																																																																																																										
	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯)		7.7程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.4	40,000年程度 約14,000年前頃																																																																																																																																																																										
	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (加木屋断層帯) ^(注3)		7.4程度	Aランク	0.1%	0.2%	0.3%	不明	30,000年程度 不明																																																																																																																																																																										
	伊勢湾断層帯 (主部/北部)		7.2程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.03~0.1	10,000年~15,000年程度 概ね1,000年前頃~500年前頃																																																																																																																																																																										
	伊勢湾断層帯 (主部/南部)		6.9程度	Zランク	ほぼ0%~0.002%	ほぼ0%~0.004%	ほぼ0%~0.009%	0.2~0.4	5,000年~10,000年程度 概ね2,000年前頃~1,500年前頃																																																																																																																																																																										
	伊勢湾断層帯 (白子-野間断層)		7.0程度	A+ランク	0.2%~0.8%	0.3%~1%	0.7%~3%	0.6~0.8	8,000年程度 概ね4,500年前頃~3,000年前頃																																																																																																																																																																										
	岐阜-一宮断層帯		岐阜-いちのみやだんそうたい							活断層ではないと判断される。																																																																																																																																																																									
			第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱																																																																																																																																																																															
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱																																																																																																																																																																																	
16	<p>3 指定地方行政機関 表中 機関名：東海農政局 内容 欄 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。</p> <p>機関名：中部経済産業局 内容：(4) (略) (新設)</p>	<p>3 指定地方行政機関 表中 機関名：東海農政局 内容 欄 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。</p> <p>機関名：中部経済産業局 内容：(4) (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>業務見直しに伴う修正</p>																																																																																																																																																																																

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和4年3月修正）	修正案	備考																
18	<p>機関名：中部地方整備局（名古屋国道事務所）</p> <p>内容 欄</p> <p>(2) 初動対応</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>ア</u> 情報連絡員（リエゾン）等及び（略）</p> <p><u>イ</u> 緊急車両の通行を確保するため（略）</p>	<p><u>(5) 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣を行う。</u></p> <p>機関名：中部地方整備局（名古屋国道事務所）</p> <p>内容 欄</p> <p>(2) 初動対応</p> <p><u>ア</u> <u>所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</u></p> <p><u>イ</u> 情報連絡員（リエゾン）等及び（略）</p> <p><u>ウ</u> 緊急車両の通行を確保するため（略）</p>																	
21	<p>5 指定公共機関</p> <p>表中</p> <p>機関名：東邦瓦斯株式会社（豊田営業所）<u>(追記)</u></p> <p>内 容：(2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>5 指定公共機関</p> <p>表中</p> <p>機関名：東邦瓦斯株式会社（豊田営業所）<u>(※)</u></p> <p>内 容：(2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。</p> <p><u>(※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）</u></p>	指定公共機関の追加に伴う修正																
22	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>一般社団法人日本建設業連合会</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	ソフトバンク株式会社	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	一般社団法人日本建設業連合会	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>楽天モバイル株式会社</u></td> <td><u>(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。</u> <u>(3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u></td> </tr> <tr> <td>一般社団法人日本建設業連合会</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	ソフトバンク株式会社	(略)	<u>楽天モバイル株式会社</u>	<u>(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。</u> <u>(3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u>	一般社団法人日本建設業連合会	(略)	
機関名	内容																		
ソフトバンク株式会社	(略)																		
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																		
一般社団法人日本建設業連合会	(略)																		
機関名	内容																		
ソフトバンク株式会社	(略)																		
<u>楽天モバイル株式会社</u>	<u>(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。</u> <u>(3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u>																		
一般社団法人日本建設業連合会	(略)																		
第2編 災害予防		第2編 災害予防																	
第1章 防災協働社会の形成推進		第1章 防災協働社会の形成推進																	

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和4年3月修正）	修正案	備考
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
28	1 市における措置 (2) 防災ボランティア活動の支援 ア ボランティアコーディネーターの確保 <u>大地震により</u> 行政、市民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、 (略)	1 市における措置 (2) 防災ボランティア活動の支援 ア ボランティアコーディネーターの確保 <u>市は、</u> 行政、市民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、(略)	表記の整理
	第3節 ライフライン関係施設等の整備	第3節 ライフライン関係施設等の整備	
41	6 通信施設 (1) 電気通信 エ ソフトバンク株式会社 (略) <u>(新設)</u>	6 通信施設 (1) 電気通信 エ ソフトバンク株式会社 (略) <u>オ 楽天モバイル株式会社</u> <u>楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時に際しても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。</u> <u>(ア) 設備の耐震対策</u> <u>a 建物、鉄塔の耐震対策</u> <u>b 通信機械設備の固定・補強等</u> <u>(イ) 防火対策</u> <u>a 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備</u> <u>(ウ) 通信網の整備</u> <u>a 伝送路の多ルート化</u> <u>b 主要な中継交換機の分散設置</u> <u>c 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置</u> <u>(エ) 防災に関する訓練</u> <u>a 災害予報及び警報伝達</u> <u>b 非常招集</u> <u>c 災害時における通信疎通確保</u> <u>d 各種災害対策用機器の操作</u> <u>e 電気通信設備等の災害応急復旧</u> <u>f 消防</u>	指定公共機関の追加に伴う修正

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和4年3月修正）	修正案	備考
		<p><u>g 避難と救護</u></p> <p><u>(オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討</u> 可搬型基地局等を用いた衛星回線による通信確保の検討</p> <p><u>(カ) 緊急連絡手段確保対策</u> コミュニケーションツールの活用を含めた複数の通信手段の整備</p> <p><u>(キ) 緊急輸送対策</u> 関係機関との連携による輸送手段の確保の検討</p>	
	第2章 建築物等の安全化	第2章 建築物等の安全化	
	第2節 交通関係施設等の整備	第2節 交通関係施設等の整備	
43	<p>8 農地及び農業用施設</p> <p>(2) ため池等の整備 (略)</p> <p>また、防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。</p>	<p>8 農地及び農業用施設</p> <p>(2) ため池等の整備 (略)</p> <p>また、防災重点<u>農業用</u>ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。</p>	「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の施行に伴う整理
	第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
54	<p>1市における措置</p> <p>(6) 防災中枢機能の充実 ア 市は、保有する施設、設備について、<u>(追記)</u> 代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略)</p> <p>(7) 防災関係機関相互の連携 (略) <u>(新設)</u></p>	<p>1市における措置</p> <p>(6) 防災中枢機能の充実 ア 市は、保有する施設、設備について、<u>再生可能エネルギー等の</u>代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略)</p> <p>(7) 防災関係機関相互の連携 <u>ア</u> 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。 <u>イ</u> 市は、<u>職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救</u></p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和4年3月修正）	修正案	備考
		<u>助・救急機能の強化を図るものとする。</u> ウ 市は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。	
	第6章 避難行動の促進対策	第6章 避難行動の促進対策	
	■ 基本方針	■ 基本方針	
59	○ 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に <u>避難情報</u> を発令する。	○ 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。	表記の整理
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
59	区分 第1節 気象警報や避難 <u>指示（緊急）等</u> の情報伝達体制の整備	区分 第1節 気象警報や避難 <u>情報</u> の情報伝達体制の整備	表記の整理
	第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等	
65	市における措置 (2) 指定避難所の指定 オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。 <u>（追記）</u>	市における措置 (2) 指定避難所の指定 オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。 <u>なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
66	(3) 避難所が備えるべき設備の整備 ウ バックアップ設備の整備：投光器、 <u>自家発電設備</u> 等	(3) 避難所が備えるべき設備の整備 ウ バックアップ設備の整備：投光器、 <u>再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備</u> 等	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
68	市及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 ウ 個別避難計画の作成等	市及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 ウ 個別避難計画の作成等	表記の整理

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和4年3月修正）	修正案	備考
	(イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 市は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲をあらかじめ定めておく。	(イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 市は、消防機関、警察、民生 委員 児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者 について、 情報提供の範囲をあらかじめ定めておく。	
	第8章 火災予防・危険性物質の防災対策	第8章 火災予防・危険性物質の防災対策	
	第1節 火災予防対策に関する指導	第1節 火災予防対策に関する指導	
71	2 尾三消防組合における措置 (1) 防火対象物の防火体制の推進 尾三消防組合は消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、 その者に地震が事前予知された場合の対応も含めた 震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、(略)	2 尾三消防組合における措置 (1) 防火対象物の防火体制の推進 尾三消防組合は消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、(略)	表記の整理
	第9章 広域応援・受援体制の整備	第9章 広域応援・受援体制の整備	
	第1節 広域応援・受援体制の整備	第1節 広域応援・受援体制の整備	
75	市における措置 (4) 受援体制の整備 (略) また、県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員 確保 制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	市における措置 (4) 受援体制の整備 (略) また、県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員 確保 派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	表記の整理
	第10章 防災訓練及び防災意識の向上	第10章 防災訓練及び防災意識の向上	
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
80	市における措置 (6) 報道媒体の活用及び協力要請 (略) 電気 通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。 (7) 過去の災害教訓の伝承 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよ	市における措置 (6) 報道媒体の活用及び協力要請 (略) 通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。 (7) 過去の災害教訓の伝承 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよ	表記の整理 継続中の取組について、防災基本計画の書きぶりを踏まえて追記

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和4年3月修正）	修正案	備考
	う公開に努めるものとする。 <u>(追記)</u>	う公開に努めるものとする。 <u>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u>	
	第3節 防災のための教育	第3節 防災のための教育	
80	1 県（教育委員会）、市（教育委員会）及び私立学校等管理者における措置 (1) 児童生徒等に対する防災教育 (略) また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する <u>(追記)</u> 。	1 県（教育委員会）、市（教育委員会）及び私立学校等管理者における措置 (1) 児童生徒等に対する防災教育 (略) また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する <u>とともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第2章 避難行動	第2章 避難行動	
	第1節 津波警報等の伝達	第1節 津波警報等の伝達	
91	1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 (1) 地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 <u>(震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報、震度5弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動警報に位置づけられる。)</u> <u>(追加)</u>	1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 (1) 地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 <u>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想等されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。</u> <u>なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</u>	表記の整理（気象庁 HP の内容に統一）

地震災害対策計画 新旧対照表

<p>92</p>	<p>6 地震情報等情報の伝達</p> <p>(1) 地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p> <p style="text-align: center;">地震情報等の伝達系統図</p> <p>※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	<p>6 地震情報等情報の伝達</p> <p>(1) 地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p> <p style="text-align: center;">地震情報等の伝達系統図</p> <p>※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	<p>気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先の見直しに従った修正</p>
<p>93</p>	<p>第2節 避難の指示</p>	<p>第2節 避難情報</p>	<p>表記の整理</p>
<p>1 市における措置</p>	<p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。<u>(追記)</u></p> <p>(6) 知事への報告</p> <p>市長は、避難の措置を行ったときは、速やかに西三河方面本部(豊田駐</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。<u>さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。</u></p> <p>(6) 知事への報告</p> <p>市長は、避難の措置を行ったときは、速やかに西三河方面本部(豊田加</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>県の修正意見による修正</p>

地震災害対策計画 新旧対照表

	在)を通じ、知事に報告する。	茂駐在)を通じ、知事に報告する。	
	第3節 住民等の避難誘導等	第3節 住民等の避難誘導等	
94	1 住民等の避難誘導等 (略) (2) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。	1 住民等の避難誘導等 (略) (2) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生児童委員や地域住民と連携して行うものとする。	表記の整理
	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	
	第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達	
96	1 市の措置 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (略) <u>この場合において、市町村長は、被害の発生地域、避難情報の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</u> (3) 行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録の有無に関わらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。 また、行方不明者として把握した者が、(略) (4) 火災、災害即報要領に基づく報告 ア 市は、火災、災害即報要領 (略)	1 市の措置 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (略) <u>報告にあたり、</u> 市町村長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。 (3) <u>安否不明者・</u> 行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録の有無に関わらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で <u>安否不明者・</u> 行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。 また、 <u>安否不明者・</u> 行方不明者として把握した者が、(略) (4) 火災、災害即報要領に基づく報告 ア 市は、火災、災害即報要領 (略)	防災情報システムの改修更新に伴う修正 「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」の反映
97	2 被害状況等の一般的収集、伝達系統 (1) 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。 →	2 被害状況等の一般的収集、伝達系統 (1) 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。	県の修正意見による修正

地震災害対策計画 新旧対照表

<p>第4章 応援協力・派遣要請</p>		<p>第4章 応援協力・派遣要請</p>																	
<p>第1節 応援協力</p>		<p>第1節 応援協力</p>																	
<p>103</p>	<p>2 市における措置 (1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条） 市長は、(略) 要請は西三河方面本部（<u>豊田駐在</u>）へ行う。</p>	<p>2 市における措置 (1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条） 市長は、(略) 要請は西三河方面本部（<u>豊田加茂駐在</u>）へ行う。</p>	<p>県の修正意見による修正</p>																
<p>第3節 自衛隊の災害派遣</p>		<p>第3節 自衛隊の災害派遣</p>																	
<p>105</p>	<p>1 自衛隊における措置 (5) 災害派遣の活動範囲</p> <table border="1" data-bbox="235 1029 1086 1220"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>炊飯</u>及び 給水</td> <td>被災者に対し、<u>炊飯</u>及び給水を実施する。</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	(略)	(略)	<u>炊飯</u> 及び 給水	被災者に対し、 <u>炊飯</u> 及び給水を実施する。	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<p>1 自衛隊における措置 (5) 災害派遣の活動範囲</p> <table border="1" data-bbox="1120 1029 1971 1220"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>給食</u>及び 給水</td> <td>被災者に対し、<u>給食</u>及び給水を実施する。</td> </tr> <tr> <td><u>入浴支援</u></td> <td>被災者に対し、<u>入浴支援</u>を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	(略)	(略)	<u>給食</u> 及び 給水	被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。	<u>入浴支援</u>	被災者に対し、 <u>入浴支援</u> を実施する。	<p>表記の整理</p>
項目	内容																		
(略)	(略)																		
<u>炊飯</u> 及び 給水	被災者に対し、 <u>炊飯</u> 及び給水を実施する。																		
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																		
項目	内容																		
(略)	(略)																		
<u>給食</u> 及び 給水	被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。																		
<u>入浴支援</u>	被災者に対し、 <u>入浴支援</u> を実施する。																		
<p>106</p>	<p>3 災害派遣要請等手続系統</p>	<p>3 災害派遣要請等手続系統</p>	<p>県の修正意見による修正</p>																
<p>第5章 救出・救助対策</p>		<p>第5章 救出・救助対策</p>																	

地震災害対策計画 新旧対照表

■ 主な機関の応急活動		■ 主な機関の応急活動	
110	表中 機関名：県 ○ 防災ヘリコプターの出動	表中 機関名：県 ○ 防災ヘリコプターの出動調整	県がヘリコプターの 運航を名古屋市に事 務委託したため。
第2節 防災ヘリコプターの活用		第2節 防災ヘリコプターの活用	
112	市における措置 市長（消防事務に関する一部事務組合の管理者含む）は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ <u>県（防災安全局消防保安課 防災航空グループ）</u> に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を <u>知事に提出するものとする。</u>	市における措置 市長（消防事務に関する一部事務組合の管理者含む）は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ <u>名古屋市消防航空隊</u> に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。	県がヘリコプターの 運航を名古屋市に事 務委託したため。
第6章 消防活動・危険性物質対策		第6章 消防活動・危険性物質対策	
第1節 消防活動		第1節 消防活動	
114	2 消防団における措置 (1) 消防団は地域に密着した防災機関として、(略) オ 避難方向の指示 避難の指示・ <u>勧告</u> がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。	2 消防団における措置 (1) 消防団は地域に密着した防災機関として、(略) オ 避難方向の指示 避難の指示 <u>等</u> がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。	表記の整理
第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策		第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	
第2節 防疫・保健衛生		第2節 防疫・保健衛生	
120	1 市における措置 (6) 栄養指導等 ア 市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>(追記)</u>	1 市における措置 (6) 栄養指導等 ア 市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u>	防災基本計画の 修正を踏まえた 修正
第8章 交通の確保・緊急輸送対策		第8章 交通の確保・緊急輸送対策	
第2節 道路施設対策		第2節 道路施設対策	
127	1 市における措置 (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 オ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の	1 市における措置 (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 オ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の	表記の整理

地震災害対策計画 新旧対照表

	通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う <u>ものとする</u> 。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う <u>ものとする</u> 。	通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として <u>区間を指定して</u> 、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。	
	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営	
137	1 市における措置 (4) 避難所の運営 キ 要配慮者への支援 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、(略)	1 市における措置 (4) 避難所の運営 キ 要配慮者への支援 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生 <u>児童委員</u> 、(略)	表記の整理
	第11章 水・食品・生活必需品等の供給	第11章 水・食品・生活必需品等の供給	
	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給	
142	1 市における措置 (3) 米穀の原料調達 ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省 (<u>政策統括宣</u>) に要請を行うことができる。(略)	1 市における措置 (3) 米穀の原料調達 ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省 (<u>農政局長</u>) に要請を行うことができる。(略)	国の組織再編に伴う修正
	第14章 ライフライン施設等の応急対策	第14章 ライフライン施設等の応急対策	
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
151	表中 区分 第5節 通信施設の応急措置 機関名： <u>電気</u> 通信事業者、移動通信事業者	表中 区分 第5節 通信施設の応急措置 機関名：通信事業者、移動通信事業者	表記の整理
	第5節 通信施設の応急措置	第5節 通信施設の応急措置	
155	1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置	1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置	表記の整理
156	2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社<u>及びソフトバンク株式会社（追記）</u>）における措置 (略)	2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、<u>ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社</u>）における措置 (略)	指定公共機関の追加に伴う修正
	第16章 学校における対策	第16章 学校における対策	
	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動	

地震災害対策計画 新旧対照表

165	<p>機関名：県</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象警報等の把握・伝達 <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時休業等の措置 ○ 教育施設の確保 ○ 避難の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の確保 ○ 広報・周知活動の実施 <u>○ (追加)</u> ○ 応援の要求・指示 <p>機関名：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象警報等の把握・伝達 <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時休業等の措置 ○ 教育施設の確保 ○ 避難の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の確保 ○ 広報・周知活動の実施 <u>○ 学用品の給与</u> ○ 応援の要求・指示 <p>機関名：私立学校設置者（管理者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象警報等の把握・伝達 <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時休業等の措置 ○ 教育施設の確保 ○ 避難の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の確保 ○ 広報・周知活動の実施 <u>○ (追加)</u> ○ 応援の要求・指示 	<p>機関名：県</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象警報等の把握・伝達 <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時休業等の措置 ○ 教育施設の確保 ○ 避難の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の確保 ○ 広報・周知活動の実施 <u>○ 教科書等の給与（県立学校）</u> ○ 応援の要求・指示 <p>機関名：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象警報等の把握・伝達 <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時休業等の措置 ○ 教育施設の確保 ○ 避難の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の確保 ○ 広報・周知活動の実施 <u>○ 教科書等の給与（市立学校）</u> ○ 応援の要求・指示 <p>機関名：私立学校設置者（管理者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象警報等の把握・伝達 <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時休業等の措置 ○ 教育施設の確保 ○ 避難の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の確保 ○ 広報・周知活動の実施 <u>○ 教科書等の給与（私立学校等）</u> ○ 応援の要求・指示 	表記の整理
第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置		第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
166	<p>県（教育委員会）、市及び私立学校設置者（管理者）における措置</p> <p>(1) 気象警報等の把握・伝達 (略)</p> <p>ア 市立学校等 (略)</p> <p>イ 私立学校等 (略)</p>	<p>県（教育委員会）、市及び私立学校設置者（管理者）における措置</p> <p>(1) 気象警報等の把握・伝達 (略)</p> <p>ア 市立学校 (略)</p> <p>イ 私立学校 (略)</p>	表記の整理
第4節 教科書・学用品等の給与		第4節 教科書・学用品等の給与	
167	1 市における措置	1 市における措置	表記の整理

地震災害対策計画 新旧対照表

	(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立小・中学校等の児童及び生徒に対して（略）	(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立学校の児童・生徒に対して（略）	
	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	
	3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	
191	「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件 表中 発表時間 欄 地震発生等から5～30分 地震発生等から最短で2時間	「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件 表中 発表時間 欄 地震発生等から5～30分後 地震発生等から最短で2時間後	表記の整理
	別紙 東海地震に関する事前対策	別紙 東海地震に関する事前対策	
	第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
10	表中 第2節：災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 機関名：電気通信事業者、移動通信事業者	表中 第2節：災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 機関名：通信事業者、移動通信事業者	表記の整理
	第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	
12	6 電気通信事業者及び移動通信事業者における措置	6 通信事業者及び移動通信事業者における措置	表記の整理

みよし市水防計画の修正(案)要旨

I 水防計画修正の根拠

市町村水防計画は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、必要な事項をまとめたものであり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないとされている（水防法第33条第1項）。

また、市町村水防計画を変更する場合は、市町村防災会議に諮ることとされている（水防法第33条第2項）。

II 主な修正内容

1 表記の整理

<修正箇所>

- 第1章 第2節 用語の定義
- 第3節 水防の責任

<資料4 新旧対照表（令和5年3月修正）>

- 第2節 p 1
- 第3節 p 1

現行（令和4年3月修正）	修正（令和5年3月修正）
第1章 総則	第1章 総則
第2節 用語の定義	第2節 用語の定義
<p>6 水防協力団体（法第36条）</p> <p><u>（追加）</u> 法人その他これに準ずるものとして国土交通省令（水防法施行規則第13条）で定める団体であって、<u>水防に関する業務を適正かつ確実に行うことが出来ると認めて</u>、水防管理者が指定した<u>団体をいう</u>。</p> <p>（略）</p>	<p>6 水防協力団体（法第36条）</p> <p><u>水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができる</u>と認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令（水防法施行規則第21条）で定める団体であって、<u>（削除）</u>、水防管理者が指定した<u>もの</u>。</p> <p>（略）</p>
第3節 水防の責任	第3節 水防の責任
<p>1 水防管理団体（水防管理者）の水防法上の一次的責任又は権限</p> <p>（略）</p> <p>（16）危険が切迫しているときに<u>必要な</u>区域の居住者 <u>（追加）</u> に対して立退きを指示すること <u>ができる</u>。その場合<u>警察</u>に通知すること</p> <p>（略）</p>	<p>1 水防管理団体（水防管理者）の水防法上の一次的責任又は権限</p> <p>（略）</p> <p>（16）危険が切迫しているときに<u>必要と認める</u>区域の居住者 <u>等</u> に対して立退きを指示すること <u>及び</u> その場合 <u>当該区域を管轄する警察署長</u> に通知すること</p> <p>（略）</p>

<p>5 市長の責任 (略)</p> <p>(2) 区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、<u>(追加)</u> 過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に<u>周知させなければならぬ</u>こと（法第15条の11）</p> <p>6 市地域防災計画に定められた地下街、要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任</p> <p>(1) 地下街等の利用者の<u>洪水時の避難</u>及び浸水の防止を図るために必要な訓練等に関する計画を作成すること。（法第15条の2、<u>法第15条の3第3項</u>） (略)</p>	<p>5 市長の責任 (略)</p> <p>(2) 区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、<u>過去の浸水状況等を把握することに努め、</u> 予想される水災の危険を住民等に<u>周知する</u>こと（法第15条の11）</p> <p>6 市地域防災計画に定められた地下街、要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任</p> <p>(1) 地下街等の利用者の<u>洪水時等の避難の確保</u>及び浸水の防止を図るために必要な訓練等に関する計画を作成すること。（法第15条の2、<u>(削除)</u>） (略)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 非常配備動員計画の修正

<p><修正箇所></p> <p>■第3章 第1節 市の非常配備</p> <p><資料4 新旧対照表（令和5年4月修正）></p> <p>■第3章 p1</p>

現行（令和4年3月修正）	修正（令和5年4月修正）																								
第3章 非常配備	第3章 非常配備																								
第1節 市の非常配備	第1節 市の非常配備																								
<p>別表1 非常配備の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>動 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常配備準備体制</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>本部連絡会</td> <td>略</td> <td>副市長 総務部長 <u>政策推進</u>部長 <u>環境経済</u>部長 都市建設部長 教育部長 総務部次長 防災安全課長</td> </tr> <tr> <td>第一非常配備（災害対策本部設置）</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備基準	動 員	非常配備準備体制	略	略	本部連絡会	略	副市長 総務部長 <u>政策推進</u> 部長 <u>環境経済</u> 部長 都市建設部長 教育部長 総務部次長 防災安全課長	第一非常配備（災害対策本部設置）	略	略	<p>別表1 非常配備の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>動 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常配備準備体制</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>本部連絡会</td> <td>略</td> <td>副市長 総務部長 <u>経営企画</u>部長 <u>市民経済</u>部長 都市建設部長 教育部長 総務部次長 防災安全課長</td> </tr> <tr> <td>第一非常配備（災害対策本部設置）</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備基準	動 員	非常配備準備体制	略	略	本部連絡会	略	副市長 総務部長 <u>経営企画</u> 部長 <u>市民経済</u> 部長 都市建設部長 教育部長 総務部次長 防災安全課長	第一非常配備（災害対策本部設置）	略	略
配備体制	配備基準	動 員																							
非常配備準備体制	略	略																							
本部連絡会	略	副市長 総務部長 <u>政策推進</u> 部長 <u>環境経済</u> 部長 都市建設部長 教育部長 総務部次長 防災安全課長																							
第一非常配備（災害対策本部設置）	略	略																							
配備体制	配備基準	動 員																							
非常配備準備体制	略	略																							
本部連絡会	略	副市長 総務部長 <u>経営企画</u> 部長 <u>市民経済</u> 部長 都市建設部長 教育部長 総務部次長 防災安全課長																							
第一非常配備（災害対策本部設置）	略	略																							

第二 非常配備 (災害対策本部設置)	略	略
第三 非常配備 (災害対策本部設置)	略	略

第二 非常配備 (災害対策本部設置)	略	略
第三 非常配備 (災害対策本部設置)	略	略

別表 2

非常配備本部班編成表

担 当		役 職 等
(略)		
広報係	広報指揮担当	<u>政策推進</u> 部長
	広報指揮副担当	<u>政策推進</u> 部次長
	渉外担当	<u>秘書</u> 課長
	広報主担当	<u>広報情報</u> 課長
	広報担当 1 ～ 3 班	<u>広報情報</u> 課
(略)		
農政係	活動指揮担当	<u>環境経済</u> 部長
	活動指揮副担当	<u>環境経済</u> 部次長
	農地現地作戦担当	土地改良会館 主幹
	農地現地作戦副担当	企業立地推進 室長
		<u>産業</u> 課主幹
	現地担当（農政） 1～3 班	土地改良会館
		<u>産業</u> 課
農業委員会 企業立地推進 室		
廃棄物係	活動指揮担当	<u>環境経済</u> 部長
	活動指揮副担当	<u>環境経済</u> 部次長
	廃棄物現地作戦担当	<u>環境</u> 課長
	現場担当 1 ～ 3 班	<u>環境</u> 課
(略)		
体制係	体制担当	防災安全課長

別表 2

非常配備本部班編成表

担 当		役 職 等
(略)		
広報係	広報指揮担当	<u>経営企画</u> 部長
	広報指揮副担当	<u>経営企画</u> 部次長
	渉外担当	<u>秘書広報</u> 課長
	広報主担当	<u>秘書広報</u> 課長
	広報担当 1 ～ 3 班	<u>秘書広報</u> 課
(略)		
農政係	活動指揮担当	<u>市民経済</u> 部長
	活動指揮副担当	<u>市民経済</u> 部次長
	農地現地作戦担当	土地改良会館 主幹
	農地現地作戦副担当	企業立地推進 室長
		<u>産業振興</u> 課主幹
	現地担当（農政） 1～3 班	土地改良会館
		<u>産業振興</u> 課
農業委員会 企業立地推進 室		
廃棄物係	活動指揮担当	<u>市民経済</u> 部長
	活動指揮副担当	<u>市民経済</u> 部次長
	廃棄物現地作戦担当	<u>生活環境</u> 課長
	現場担当 1 ～ 3 班	<u>生活環境</u> 課
(略)		
体制係	体制担当	防災安全課長

	体制副担当	防災安全課副 主幹		体制副担当	防災安全課副 主幹
	資機材主担当	<u>交通防災官</u>		資機材主担当	<u>防災専門官</u>
	資機材担当 1～3班	防災安全課		資機材担当 1～3班	防災安全課

みよし市水防計画新旧対照表

みよし市水防計画 新旧対照表（令和5年3月修正）

頁	旧	頁	新	改正理由
	第1章 総則		第1章 総則	
	第2節 用語の定義		第2節 用語の定義	
2	<p>6 水防協力団体（法第36条）</p> <p><u>（追加）</u>法人その他これに準ずるものとして国土交通省令（水防法施行規則第21条）で定める団体であって、<u>水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができる</u>と認めて、水防管理者が指定した<u>団体をいう</u>。</p> <p>（略）</p>	2	<p>6 水防協力団体（法第36条）</p> <p><u>水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができる</u>と認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令（水防法施行規則第21条）で定める団体であって、<u>（削除）</u>、水防管理者が指定した<u>もの</u>。</p> <p>（略）</p>	表記の整理
	第3節 水防の責任		第3節 水防の責任	
4	<p>1 水防管理団体（水防管理者）の水防法上の一次的責任又は権限（略）</p> <p>(16) 危険が切迫しているときに<u>必要な</u>区域の居住者<u>（追加）</u>に対して立退きを指示すること<u>ができる</u>。その場合<u>警察</u>に通知すること（略）</p>	4	<p>1 水防管理団体（水防管理者）の水防法上の一次的責任又は権限（略）</p> <p>(16) 危険が切迫しているときに<u>必要と認める</u>区域の居住者<u>等</u>に対して立退きを指示すること<u>及び</u>その場合<u>当該区域を管轄する警察署長</u>に通知すること（略）</p>	表記の整理
5	<p>4 市防災会議の責任</p> <p>(1) （略）</p> <p><u>二</u> （略）</p> <p><u>三</u> （略）</p> <p><u>三</u> （略）</p> <p><u>四</u> （略）</p> <p><u>イ</u> （略）</p>	5	<p>4 市防災会議の責任</p> <p>(1) （略）</p> <p><u>ア</u> （略）</p> <p><u>イ</u> （略）</p> <p><u>ウ</u> （略）</p> <p><u>エ</u> （略）</p> <p><u>（ア）</u> （略）</p>	

	<p><u>ロ</u> (略)</p> <p><u>ハ</u> (略)</p> <p><u>五</u> (略)</p> <p>(略)</p>		
5	<p>5 市長の責任</p> <p>(略)</p> <p>(2) 区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について <u>(追加) 過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならぬ</u>こと (法第15条の11)</p>	<p><u>(イ)</u> (略)</p> <p><u>(ウ)</u> (略)</p> <p><u>オ</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>5 市長の責任</p> <p>(略)</p> <p>(2) 区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、<u>過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知すること</u> (法第15条の11)</p>	表 記 の 整 理
6	<p>6 市地域防災計画に定められた地下街等、要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任</p> <p>(1) 地下街等の利用者の <u>洪水時の避難</u> 及び浸水の防止を図るために必要な訓練等に関する計画を作成すること。(法第15条の2、<u>法第15条の3第3項</u>)</p> <p>(略)</p>	<p>6 市地域防災計画に定められた地下街等、要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任</p> <p>(1) 地下街等の利用者の <u>洪水時等の避難の確保</u> 及び浸水の防止を図るために必要な訓練等に関する計画を作成すること。(法第15条の2 <u>(削除)</u>)</p> <p>(略)</p>	表 記 の 整 理

みよし市水防計画 新旧対照表（令和5年4月修正）

頁	旧	頁	新	改正理由																																			
12	第3章 非常配備	12	第3章 非常配備																																				
12	第1節 市の非常配備	12	第1節 市の非常配備																																				
13	別表1 非常配備の基準 <table border="1" data-bbox="123 555 799 1404"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>動員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常配備 準備体制</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>本部連絡会</td> <td>略</td> <td>副市長 総務部長 政策推進部長 環境経済部長 都市建設部長 教育部長 総務部次長 防災安全課長</td> </tr> <tr> <td>第一 非常配備 (災害対策本部設置)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第二 非常配備 (災害対策本部設置)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第三 非常配備 (災害対策本部設置)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備基準	動員	非常配備 準備体制	略	略	本部連絡会	略	副市長 総務部長 政策推進部長 環境経済部長 都市建設部長 教育部長 総務部次長 防災安全課長	第一 非常配備 (災害対策本部設置)	略	略	第二 非常配備 (災害対策本部設置)	略	略	第三 非常配備 (災害対策本部設置)	略	略	13 別表1 非常配備の基準 <table border="1" data-bbox="1171 555 1848 1404"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>動員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常配備 準備体制</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>本部連絡会</td> <td>略</td> <td>副市長 総務部長 経営企画部長 市民経済部長 都市建設部長 教育部長 総務部次長 防災安全課長</td> </tr> <tr> <td>第一 非常配備 (災害対策本部設置)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第二 非常配備 (災害対策本部設置)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第三 非常配備 (災害対策本部設置)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備基準	動員	非常配備 準備体制	略	略	本部連絡会	略	副市長 総務部長 経営企画部長 市民経済部長 都市建設部長 教育部長 総務部次長 防災安全課長	第一 非常配備 (災害対策本部設置)	略	略	第二 非常配備 (災害対策本部設置)	略	略	第三 非常配備 (災害対策本部設置)	略	略	非常配備動員計画による
配備体制	配備基準	動員																																					
非常配備 準備体制	略	略																																					
本部連絡会	略	副市長 総務部長 政策推進部長 環境経済部長 都市建設部長 教育部長 総務部次長 防災安全課長																																					
第一 非常配備 (災害対策本部設置)	略	略																																					
第二 非常配備 (災害対策本部設置)	略	略																																					
第三 非常配備 (災害対策本部設置)	略	略																																					
配備体制	配備基準	動員																																					
非常配備 準備体制	略	略																																					
本部連絡会	略	副市長 総務部長 経営企画部長 市民経済部長 都市建設部長 教育部長 総務部次長 防災安全課長																																					
第一 非常配備 (災害対策本部設置)	略	略																																					
第二 非常配備 (災害対策本部設置)	略	略																																					
第三 非常配備 (災害対策本部設置)	略	略																																					
14	別表2	14	別表2	非																																			

非常配備本部班編成表		
	担 当	役 職 等
	本部総括	総務部長
庶務係	活動指揮担当	総務部次長
	活動指揮副担当兼出動・ 災害記録担当	総務課長
	庶務担当 1～3班	総務課
広報係	広報指揮担当	政策推進部長
	広報指揮副担当	政策推進部次長
	渉外担当	秘書課長
	広報主担当	広報情報課長
	広報担当 1～3班	広報情報課
建設係	活動指揮担当	都市建設部長
	活動指揮副担当	都市建設部次長
	建設現地作戦担当	道路河川課長
	建設現地作戦副担当	下水道課長
		道路河川課主幹
	現地担当（建設） 1～ 3班	道路河川課
下水道課		
農政係	活動指揮担当	環境経済部長
	活動指揮副担当	環境経済部次長
	農地現地作戦担当	土地改良会館主幹
	農地現地作戦副担当	企業立地推進室長
		産業課主幹
		土地改良会館
	現地担当（農政） 1～ 3班	産業課
		農業委員会
企業立地推進室		
廃棄物	活動指揮担当	環境経済部長

非常配備本部班編成表		
	担 当	役 職 等
	本部総括	総務部長
庶務係	活動指揮担当	総務部次長
	活動指揮副担当兼出動・ 災害記録担当	総務課長
	庶務担当 1～3班	総務課
広報係	広報指揮担当	経営企画部長
	広報指揮副担当	経営企画部次長
	渉外担当	秘書広報課長
	広報主担当	秘書広報課長
	広報担当 1～3班	秘書広報課
建設係	活動指揮担当	都市建設部長
	活動指揮副担当	都市建設部次長
	建設現地作戦担当	道路河川課長
	建設現地作戦副担当	下水道課長
		道路河川課主幹
	現地担当（建設） 1～ 3班	道路河川課
下水道課		
農政係	活動指揮担当	市民経済部長
	活動指揮副担当	市民経済部次長
	農地現地作戦担当	土地改良会館主幹
	農地現地作戦副担当	企業立地推進室長
		産業振興課主幹
		土地改良会館
	現地担当（農政） 1～ 3班	産業振興課
		農業委員会
企業立地推進室		
廃棄物	活動指揮担当	市民経済部長

常配備動員計画による

	係	活動指揮副担当	環境經濟部次長		係	活動指揮副担当	市民經濟部次長
		廃棄物現地作戦担当	環境課長			生活環境課長	
		現場担当 1～3班	環境課			生活環境課	
	教育係	活動指揮担当	教育部長		教育係	活動指揮担当	教育部長
		活動指揮副担当	教育部参事			活動指揮副担当	教育部参事
		活動指揮副担当兼施設主担当	教育部次長			活動指揮副担当兼施設主担当	教育部次長
		施設担当 1～3班	教育行政課			施設担当 1～3班	教育行政課
		連絡調整主担当	学校教育課長			連絡調整主担当	学校教育課長
		連絡調整担当 1～3班	学校教育課			連絡調整担当 1～3班	学校教育課
	体制係	体制担当	防災安全課長		体制係	体制担当	防災安全課長
		体制副担当	防災安全課副主幹			体制副担当	防災安全課副主幹
		資機材主担当	交通防災官			資機材主担当	防災専門官
		資機材担当 1～3班	防災安全課			資機材担当 1～3班	防災安全課

15 5 非常配備の伝達要領

(1) 勤務時間内

高度情報通信ネットワーク端末	→ 気象注意報、警報、地震情報、東海地震関連情報
J-ALERT	→ 東海地震関連情報、(気象注意報、警報)
みずから守る防災情報メールなど	→ 気象注意報、警報、地震情報
豊田警察署、尾三消防本部、自衛隊	

※J-ALERTは気象警報ではアラームは鳴らない。

防災安全課職員

気象庁HP、国土交通省Xレイン降雨情報、愛知県川の防災情報、インターネットニュースなどで情報を収集。

総務部長、次長	防災安全課長からの報告を受け、非常配備招集の判断。 状況により本部連絡会議(副市長・総務部長・ 政策推進 部長・ 環境経済 部長・都市建設部長・教育部長・防災安全課長)を招集し、非常配備の動員や全本部員の招集について検討する。
非常配備本部連絡会	

市長

総務部長は、全本部員の招集について市長と協議し、招集が決定した場合は、本部員の招集を防災安全課長に指示する。

防災安全課長、職員

非常配備職員

庁内放送、または口頭により職員に連絡

- ・準備体制の場合は防災服に着替えて自席待機を指示。
- ・非常配備体制の場合は防災服に着替えて食堂福利厚生室への参集を指示。

15 5 非常配備の伝達要領

(1) 勤務時間内

高度情報通信ネットワーク端末	→ 気象注意報、警報、地震情報、東海地震関連情報
J-ALERT	→ 東海地震関連情報、(気象注意報、警報)
みずから守る防災情報メールなど	→ 気象注意報、警報、地震情報
豊田警察署、尾三消防本部、自衛隊	

※J-ALERTは気象警報ではアラームは鳴らない。

防災安全課職員

気象庁HP、国土交通省Xレイン降雨情報、愛知県川の防災情報、インターネットニュースなどで情報を収集。

総務部長、次長	防災安全課長からの報告を受け、非常配備招集の判断。 状況により本部連絡会議(副市長・総務部長・ 経営企画 部長・ 市民経済 部長・都市建設部長・教育部長・防災安全課長)を招集し、非常配備の動員や全本部員の招集について検討する。
非常配備本部連絡会	

市長

総務部長は、全本部員の招集について市長と協議し、招集が決定した場合は、本部員の招集を防災安全課長に指示する。

防災安全課長、職員

非常配備職員

庁内放送、または口頭により職員に連絡

- ・準備体制の場合は防災服に着替えて自席待機を指示。
- ・非常配備体制の場合は防災服に着替えて食堂福利厚生室への参集を指示。

非常配備動員計画による

16

(2) 勤務時間外

みずから守る防災情報メールなど

→ 気象注意報、警報、地震情報

J-ALERT (防災行政無線)

→ 東海地震注意情報、東海地震予知情報

西三河県民事務所、豊田警察署、尾三消防本部、自衛隊等

防災安全課
職員

警備員

関係機関から市役所(警備員)に電話があった場合、警備員は防災安全課職員へ電話する。

総務部長、次長

非常配備本部連絡会

防災安全課長からの報告を受け、非常配備招集の判断。状況により本部連絡会議(副市長・総務部長・政策推進部長・環境経済部長・都市建設部長・教育部長・防災安全課長)を招集し、非常配備の動員や全本部員の招集について検討する。

市長

総務部長は、全本部員の招集について市長と協議し、招集が決定した場合は、本部員の招集を防災安全課長に指示する。

防災安全課長、職員

非常配備職員

非常参集メールにて職員へ連絡

- ・準備体制の場合は自宅待機を指示。
- ・非常配備体制の場合は防災服に着替えて食堂福利厚生室への参集を指示。

16

(2) 勤務時間外

みずから守る防災情報メールなど

→ 気象注意報、警報、地震情報

J-ALERT (防災行政無線)

→ 東海地震注意情報、東海地震予知情報

西三河県民事務所、豊田警察署、尾三消防本部、自衛隊等

防災安全課
職員

警備員

関係機関から市役所(警備員)に電話があった場合、警備員は防災安全課職員へ電話する。

総務部長、次長

非常配備本部連絡会

防災安全課長からの報告を受け、非常配備招集の判断。状況により本部連絡会議(副市長・総務部長・経営企画部長・市民経済部長・都市建設部長・教育部長・防災安全課長)を招集し、非常配備の動員や全本部員の招集について検討する。

市長

総務部長は、全本部員の招集について市長と協議し、招集が決定した場合は、本部員の招集を防災安全課長に指示する。

防災安全課長、職員

非常配備職員

非常参集メールにて職員へ連絡

- ・準備体制の場合は自宅待機を指示。
- ・非常配備体制の場合は防災服に着替えて食堂福利厚生室への参集を指示。

非常配備動員計画による

--	--	--	--	--

みよし市の災害相互応援協定の締結状況

資料 5

協定名	協定締結団体	締結年月日	協定内容
木曾町及びみよし市の災害時における相互応援に関する協定	長野県 木曾町	H23.10.29	生活必需品・車両・医療物資等の提供、職員派遣等
士別市及びみよし市の災害時における相互応援に関する協定	北海道 士別市	H23.11.21	生活必需品・車両・医療物資等の提供、職員派遣等
西三河災害時相互応援協定	西三河9市1町	H25.7.3	生活必需品・車両・医療物資等の提供、職員派遣等
益城町及びみよし市の災害時における相互応援に関する協定	熊本県 益城町	H30.2.9	生活必需品・車両・医療物資等の提供、職員派遣等

2 民間機関等との相互応援協定(放送協定)

協定名	協定締結団体	締結年月日	協定内容
災害時の放送に関する協定	ひまわりネットワーク株式会社	H9.8.27	防災対策又は応急対策の実施上必要な放送の依頼手続き等
災害緊急放送に関する協定	エフエムとよた株式会社	H13.2.1	災害に関する緊急放送等

3 民間機関等との相互応援協定(救急救護協定)

協定名	協定締結団体	締結年月日	協定内容
災害時の医療救護活動に関する協定	豊田加茂薬剤師会	H15.12.5	薬剤師・医療従事者の派遣等
大規模災害時等における支援協定	日本赤十字社愛知県支部	H16.3.22	応急対策の実施等
災害時の医療救護活動に関する協定	豊田加茂医師会	H16.4.8	医療従事者の派遣等
災害時の医療救護活動に関する協定	豊田加茂歯科医師会	H16.4.8	歯科医師等の派遣等

4 民間機関等との相互応援協定(輸送協定)

協定名	協定締結団体	締結年月日	協定内容
災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定	社団法人全国霊柩自動車協会	H22.8.16	災害時における遺体搬送支援

5 民間機関等との相互応援協定(災害復旧協定)

協定名	協定締結団体	締結年月日	協定内容
災害時における支援協力に関する協定	トヨタ自動車株式会社	H26.2.6	災害時における地域復旧支援
災害時における相互協力に関する協定	中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー豊田営業所	R1.12.18	災害時における電力復旧に関する取扱い等
災害時における相互連携に関する協定	西日本電信電話株式会社 東海支店	R4.3.1	災害時における通信復旧に関する取扱い等

6 民間機関等との相互応援協定(物資協定)

協定名	協定締結団体	締結年月日	協定内容
災害時における米穀等の供給協力に関する協定	あいち豊田農業協同組合	H9.8.29	生活必需品等の供給
災害時における生活必需品の供給協力に関する協定	トヨタ生活協同組合	H10.10.3	生活必需品等の供給
災害救助物資の緊急調達に関する協定	あいち豊田農業協同組合	H14.9.24	生活必需品等の供給
災害時における生活必需品及び車両等の供給協力に関する協定	みよし商工会	H9.12.9	生活必需品等の供給

災害時における生活必需品の供給協力に関する協定	イオン株式会社三好店	H16.6.1	生活必需品等の供給
災害時における生活必需品等の供給協力に関する協定	株式会社ベイシア三好店	H20.11.5	生活必需品等の供給
災害支援協力に関する協定書	生活協同組合コープあいち	H25.4.23	生活必需品等の供給、輸送
名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープあいち	H26.7.22	応急生活物資の供給、運搬
災害時における応急措置資機材の提供等に関する協定	豊田みよし石油業協同組合 愛知県石油商業組合	H26.12.11	応急措置資機材の提供等
災害時における物資調達に関する協定	DCMカーマ株式会社 DCM カーマ三好インター店	H28.10.3	応急措置資機材等の供給
災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定	愛知県LPガス協会 西三河支 部豊田分会	R4.7.27	液化石油ガスの供給、運搬等

7 民間機関等との相互応援協定(廃棄物処理協定)

協定名	協定締結団体	締結年月日	協定内容
災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定	愛知県、市町村及び一部事務組合、下水道管理者	H26.1.1	災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関する相互応援
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会	H26.12.10	災害時の災害廃棄物の処理の協力

8 上記1から7以外の民間機関との相互応援協定

協定名	協定締結団体	締結年月日	協定内容
災害救助活動のための施設の利用に関する協定	あいち豊田農業協同組合	H14.9.24	災害救助活動のための倉庫等施設の利用等
消防・防災に関する協定	トヨタ自動車株式会社	H14.12.1	消防車への給水活動、後方支援
災害時のみよし市ボランティア支援本部開設等に関する支援協定	みよし市社会福祉協議会	H17.6.6 R4.4.1改訂	ボランティア支援本部の開設、運営等
避難所等における食品の衛生確保の協力に関する協定	愛知県食品衛生協会みよし支部	H24.4.18	避難所への衛生指導員の派遣
地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書	公益社団法人愛知県建築士会	H26.3.19	地震発生時における支援協力等
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H26.3.13	災害時における情報発信の協力等
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	H26.11.28	災害時における地図製品の供給等
福祉避難所としての施設利用に関する協定書	医療法人寿光会	H28.9.29	災害時における福祉避難所としての三好老人保健施設利用に関する取扱い等
災害時の応援業務に関する基本協定	公益社団法人 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士会	H28.12.1	災害時における応急対策に関する取扱い等
災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	愛知県行政書士会豊田支部	H29.9.1	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する取扱い等
災害時等における施設利用等に関する協定	あいち豊田農業協同組合	H30.9.7	災害支援物資拠点施設としてグリーンステーション三好の利用に関する取扱い等
災害時等におけるレンタル機材の供給に関する協定	株式会社カナモト三好営業所	R2.10.5	災害時におけるレンタル機材の取扱い等
みよし市安全・安心なまちづくりに関する協定	みよし商工会 みよし商工会運輸分科会	R2.12.3	安全・安心なまちづくりに関する連携事項等
災害時等における宿泊施設の提供等に関する覚書	豊田市ホテル・旅館組合	R2.12.11	高齢者、障がい者等要配慮者の避難者受入れの取扱い
災害時等におけるハイブリッドカーによる電力供給に関する協定	原田車両設計株式会社	R2.12.22	災害時におけるハイブリッドカーによる電力供給の取扱い等
災害時における労働・社会保険等の相談業務に関する協定	愛知県社会保険労務士会	R3.1.21	災害時における被災者支援のための社会保険労務士業務に関する取扱い等
災害時等における段ボール資材の供給に関する協定書	ダイナパック株式会社 みよし事業所	R3.3.30	段ボールベット等の段ボール製品の取扱い等

災害時等におけるレンタル機材の供給に関する協定	西尾レントオール株式会社	R3.5.13	災害時におけるレンタル機材の取扱い等
災害時等における段ボール資材の供給に関する協定	浅野段ボール株式会社	R3.5.19	段ボールベット等の段ボール製品の取り扱い等
災害時における棺等葬祭用品の供給等に関する協定	株式会社出雲殿	R3.7.5	棺等葬祭用品の供給及び遺体の安置に係る役務の提供に関する取扱い等
災害時等における施設使用に関する協定	一般社団法人 愛知県トラック協会	R3.7.21	施設を災害復旧用オープンスペースとして使用する取扱い等
災害時における棺等葬祭用品の供給等に関する協定	株式会社JAあいち豊田サービス	R3.10.21	棺等葬祭用品の供給及び遺体の安置に係る役務の提供に関する取扱い等

9 郵便局との相互応援協定

協定名	協定締結団体	締結年月日	協定内容
災害支援協力に関する覚書	三好郵便局(郵便事業株式会社)	H9.6.17	郵便事業に係る災害特別事務取扱い等

10 上記1から9以外の相互応援協定

協定名	協定締結団体	締結年月日	協定内容
福祉避難所としての施設利用に関する協定	愛知県立三好特別支援学校	H22.4.5	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する取扱い等
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 中部地方整備局	H23.7.7	災害時における現地情報連絡員(リエゾン)の派遣による情報交換に関する取扱い等
大規模災害時における周辺住民の避難場所使用等に関する協定書	名古屋刑務所	H29.10.16	災害時における避難所等としての施設利用に関する取扱い等
福祉避難所としての施設利用に関する協定	社会福祉法人あゆみ会	R2.10.21	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する取扱い等
福祉避難所としての施設利用に関する協定	社会福祉法人あさみどりの風	R2.12.1	災害時における避難所等としての施設利用に関する取扱い等

令和4(2022)年度地域防災計画の訂正について

■新旧対照表 資料2-1

新旧対照表 ページ	誤	正
15 (修正案)	<p>2 伝達系統 (1) 民間航空機の場合</p> <p>*伝達手段 → 一般加入電話 <副次ルート> - - - 県防災行政無線</p>	<p>2 伝達系統 (1) 民間航空機の場合</p> <p>*伝達手段 → 一般加入電話 <副次ルート> - - - 県防災行政無線</p>

新旧対照表 ページ	誤	正
16 (修正案)	<p>(2) 自衛隊機の場合</p> <p>*伝達手段 → 一般加入電話 <副次ルート> --- 県防災行政無線</p>	<p>(2) 自衛隊機の場合</p> <p>*伝達手段 → 一般加入電話 <副次ルート> --- 県防災行政無線</p>
20 (現行、修正案共に)	第16章 学校における対策	第24章 学校における対策

■地域防災計画-地震災害-別紙

別紙ページ	現行	修正案
25	第4章 発災に備えた直前対策	第4章 発災に備えた直前対策
	第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係
	<p>5 通信事業者 における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 地震防災応急対策等に関する広報</p> <p>(略)</p> <p>エ 西日本電信電話株式会社の名古屋支店における業務実施状況</p> <p>オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法 (第2編第2章第2節「12 通信施設」参照)</p> <p>カ その他必要とする事項</p>	<p>5 通信事業者 における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 地震防災応急対策等に関する広報</p> <p>(略)</p> <p>エ 西日本電信電話株式会社の東海支店における業務実施状況</p> <p>オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法</p> <p>カ その他必要とする事項</p>